

教育委員会定例会日程

平成26年10月30日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について

(資料1 教育部・文化部・子ども青少年部)

(2) 図書館協議会からの報告について

(資料2 図書館)

(3) アウトリーチ事業の進捗状況について

(資料3 文化政策課)

(4) 平成26年度上半期寄付採納状況について

(資料4 教育総務課)

(5) 小田原市いじめ防止基本方針の策定について

(資料5 教育指導課)

(6) 通知表誤表記について

(資料6 教育指導課)

5 議事

日程第1

報告第8号

事務の臨時代理の報告（小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則）について

(教育指導課)

6 協議事項

(1) 平成26年度12月補正予算について【非公開】

(資料7 教育部)

7 その他

8 閉 会

平成 26 年 9 月 定例会 日程

第 1 日目	9 月 1 日	月	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明
第 2 日目	9 月 2 日	火	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午) (一般質問通告 締切 午後 3 時)
第 3 日目	9 月 3 日	水	(休 会)
第 4 日目	9 月 4 日	木	・質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第 5 日目	9 月 5 日	金	(休 会) 建設経済常任委員会
第 6 日目	9 月 6 日	(土)	(休 会)
第 7 日目	9 月 7 日	(日)	(休 会)
第 8 日目	9 月 8 日	月	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	9 月 9 日	火	(休 会) 総務常任委員会
第 10 日目	9 月 10 日	水	(休 会)
第 11 日目	9 月 11 日	木	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 12 日目	9 月 12 日	金	・各常任委員長審査結果報告・採決 ・請願・陳情審査結果報告・採決 ・一般質問
第 13 日目	9 月 13 日	(土)	(休 会)
第 14 日目	9 月 14 日	(日)	(休 会)
第 15 日目	9 月 15 日	(月)	(休 会) (敬老の日)
第 16 日目	9 月 16 日	火	・一般質問
第 17 日目	9 月 17 日	水	・一般質問 ⑰
第 18 日目	9 月 18 日	木	・一般質問 競輪 ・決算認定案 (一般・特別・企業) 一括上程 —— 提案説明、質疑、決算特別委員会設置、付託 ・決算特別委員会 (全体説明、各分科会へ議案送付)
第 19 日目	9 月 19 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・3 分科会) ⑲
第 20 日目	9 月 20 日	(土)	(休 会)
第 21 日目	9 月 21 日	(日)	(休 会)
第 22 日目	9 月 22 日	月	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・3 分科会)
第 23 日目	9 月 23 日	(火)	(休 会) (秋分の日)
第 24 日目	9 月 24 日	水	(休 会) 決算特別委員会 (現地査察) (総括質疑通告 締切 午後 5 時)
第 25 日目	9 月 25 日	木	(休 会)
第 26 日目	9 月 26 日	金	(休 会) ⑳
第 27 日目	9 月 27 日	(土)	(休 会) 競輪
第 28 日目	9 月 28 日	(日)	(休 会) ㉑
第 29 日目	9 月 29 日	月	(休 会) 決算特別委員会 (分科会委員長報告、質 疑、総括質疑、討論、採決、とりまとめ)
第 30 日目	9 月 30 日	火	(休 会)
第 31 日目	10 月 1 日	水	(休 会) 決算特別委員会全体会 (委員長報告検討)
第 32 日目	10 月 2 日	木	・決算特別委員長審査結果報告、質疑、討論、採決

*告示 8 月 25 日 (月)

*議会運営委員会開催予定 8 月 25 日 (月) 午前 10 時

厚生文教常任委員会（教育部・子ども青少年部）

平成26年 9月8日実施

1 議題

- ・議案第97号 小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- ・平成26年度（平成25年度分）教育委員会事務の点検・評価について
- ・公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について
- ・小田原市いじめ防止基本方針の策定について

質問順 1 3 番 大川 裕

- 1 小田原市の学校教育の諸問題について
 - (1) 本市における学習指導要領への対応について
 - (2) 教育課程はどういった過程で決定されているのか
 - (3) 授業内容のチェック体制はどのようになっているのか
 - (4) 全国学力学習状況調査について

質問順 2 9 番 楊 隆子

- 1 童謡のまちづくりについて
 - (1) 北原白秋の顕彰について
 - (2) 美しいうたを伝えていくために

質問順 3 11 番 小澤峯雄

- 1 小田原市における少年育成問題について
 - (1) 不登校生徒及びひきこもりについて
 - (2) いじめ問題について

質問順 5 13 番 井上昌彦

- 2 小田原市立図書館について
 - (1) 機能分散について
 - (2) 小田原市民に望まれる図書館について

質問順 8 19 番 奥山孝二郎

- 1 本市におけるAED（自動体外式除細動器）の設置状況等について
 - (2) 自治会等に設置すべきと思うが見解をうかがう

質問順11 5 番 佐々木ナオミ

- 1 児童生徒の学ぶ権利を守るために
 - (1) いじめについて
 - ア 本市におけるいじめの定義と相談件数について
 - イ いじめ防止対策推進法による本市の新たな取組について
 - (2) 学級崩壊について
 - ア 本市の学級崩壊の定義と発生件数について
 - イ 発生後の具体的な対策について

質問順12 6 番 植田理都子

- 3 戦後70年を前にした本市の平和施策について
 - (2) 市民の平和学習や活動について

質問順19 4番 木村信市

- 3 文化・スポーツ政策に関して
- (1) 教育委員会制度の見直しと本市の対応について
 - (3) 夏期休業中の学校プール開放について

※ 一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
大川 裕	小田原市の学校教育の諸問題について	教育長	学習指導要領の改訂に伴う授業時数増加にどのように対応しているのか。	<p>現行の学習指導要領では、前回と比べ、小学校においては、国語・社会・算数・理科・体育の授業時数が、中学校においては、国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語の授業時数が、それぞれ増加された。</p> <p>週当たりになると、小学校1・2年生において2時間、小学校3年生から中学校3年生において1時間の増加となっている。</p> <p>本市では、学校行事の精選を図るほか、弾力的な時間割編成を行うなどして、児童生徒に大きな負担をかけることなく、授業時数の増加に対応し、着実な定着が図られている。</p>
		教育長	学校の教育課程はどういった過程で決定されているのか	<p>学校の教育課程とは、校長が責任者となって編成する年間の教育計画のことである。</p> <p>教育の目的や目標を達成するために、学習指導要領で定められた内容を、児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に編成している。</p> <p>編成にあたっては、教育課程全体のバランス等に配慮するとともに、各校で特色ある教育活動が展開できるよう創意工夫することが、学習指導要領において求められている。</p> <p>学校では、総括教諭を中心に、全教職員が様々な組織や諸会議において検討・研究を重ね、教育課程を編成している。</p>
		教育長	授業内容のチェック体制はどのようになっているのか。	<p>学校では、学習指導要領に示されている教科の目標と指導内容を基準に指導計画を作成し、授業を実施している。</p> <p>授業の内容を含めた指導計画については、小学校では学年担当者の、中学校では教科担当者の打合せ等において検討しており、その内容や進捗については、定期的に場を設け、互いに確認をしながら進めている。</p> <p>また、各教科等の授業を含めた教育課程の実施状況について、学校評価の項目として設定したり、学級便りや学年便り、教科便り等でお知らせしたりするなど、教職員間の確認だけでなく、児童生徒や保護者、地域に対して適切に説明できるよう努めている。</p>
		教育長	全国学力学習状況調査について、本市の結果とその公表についてはどうするのか伺う。	<p>文部科学省では、全国学力学習状況調査に関して、市町村教育委員会の判断で、市町村全体や各学校の状況について公表することが可能であるが、単に平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表することとしている。</p> <p>本市では、昨年12月の教育委員会定例会で、平成26年度も、昨年度までと同様、市全体の平均正答率を含めた教科に関する調査、児童・生徒質問紙調査、学校質問紙調査について、分析結果と併せて公表していくことと決定した。</p> <p>なお、今年度の公表の時期は、12月の教育委員会定例会後を予定している。</p>
		部長	小学校の低学年の時間割について伺う。	<p>小学校1年生で週25時間、1日に平均すると5時間である。2年生では、1年生に比べ、週当たり1時間増える状況である。</p>
		部長	小学校の低学年における午後の時間割について、集中力を保つ上で適切と考えるか。	<p>児童には、「学校での時間」、「家での時間」、「地域での時間」がある訳だが、学校で過ごす時間が「何時間だから駄目だ」ということはないと思う。授業時間は、教育に必要な時間として割り振っている時間なので、子どもの1日の過ごし方の中で捉えるべきと考えている。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
大川裕	小田原市の学校教育の諸問題について	部長	教育課程を決めるまでの過程について伺う。	最終的には校長が責任を持って決めるものであるが、それまでの間には、小学校では学年、中学校では教科の担当等が中心となって全体のバランスや時間割等を鑑みて整理されていくものと考えている。
		部長	学習指導要領にある基準性をどのように捉えているか伺う。	児童の教育については、学習指導要領を基準として、教諭がつかさどると学校教育法に定められている。 大川議員ご指摘のとおり、教育の内容としては、自主性、創造性、発展性が求められているが、これはあくまでも、学習指導要領の範囲内のことである。 基準性は、それぞれの職員同士や教科担当同士で確認するものであり、また、校務をつかさどり、所属職員を監督する責務を有する校長が最終的には判断するものと考えている。
		部長	中学校の地理は何を生徒に教えるのか、伺う。	中学校の地理について、具体的に一言で「何を教えるのか」説明するのは難しいが、基本的なねらい、枠組み等は学習指導要領に示されている。 それを、どういう風に教えるか、何をもちて教えるかが、教育の現場、学校の現場ということになる。
		部長	中学校の地理で教科書によらず、教員個人が作成したプリントで授業を行っている、と聞いているが、見解を伺う。	地理については、大川議員ご意見のとおり、世界や日本の地理的事象等の関心を深めることを目的としているが、基本的な内容は、あくまでも教科書の中にあり、例として挙げられたプリントは、先程説明した自主性、創造性、発展性のところで使用しているものと考えている。
		部長	プリントの下に生徒の感想を書かせる欄があり、この感想をもって点数を付けており、こうした場合、教員と考えが一致する場合に評価が高くなると思う。こうした状況が内申書に影響することは問題と思うが、見解を伺う。	プリントに書いた本人の感想を点数付けしているとの例を示されたが、それを、一人ひとりの生徒に対して教員がどう反映しているか、この辺りが一番大事であって、それを、内申書や評価において、短絡的に自分の考えに近いからといって評価するとは、私としては思えない。基本的には、一つひとつの理解度や達成度に基づいて評価されるものと考えている。 そして、一人の教員に全てを任せている訳ではなく、最終的には、授業風景を視察する、指導する、是正改善を命じたりする権限を有する校長が判断すべきと考えている。 万が一、そうした状況があれば、校長による対応のほか、教育委員会としても、指導主事による授業改善の命令・指導を行っていく。
		部長	領土に関する指導に対する本市の現状の把握について伺う。	地理における領土問題について、たまたま九州の単元では触れてないが、そのほか、地図の単元では、きちんと触れている。
		部長	偏った指導に対する今後の対策について伺う。	授業のチェック体制であるが、基本的には「どのような授業が行われているか」を、まず、学校の中、学年や教科の仲間等の中で、最終的には校長も知ることと考える。そして、その内容について、保護者や地域、教育委員会も承知することも必要と考える。 これは、基本的なことであり、「徹底されていない」状況があれば、その徹底に努めていく。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
大川裕	小田原市の学校教育の諸問題について	教育長	全国学力学習状況調査はどのような形で公表されるのか、また昨年の結果と結果を受けての改善について伺う。	<p>全国学力学習状況調査については、昨年度も本市では学校別公表を行っていない。市全体としての結果は公表し、それを各学校では分析し、学校での改善指導を行っている。</p> <p>全国学力学習状況調査の昨年度の状況は、中学校3年生では、ほぼ全国の平均レベルであり、小学校6年生では全国の平均を若干下回っており、このような状況の下、当該校では要因の分析や授業の改善などについて、指導を充実するよう、教育委員会がアドバイスをし、学校側でも努力を続けている状況にある。</p> <p>また、昨年度の結果については、現在分析を行い、状況をまとめている段階であるが、一番大切なのはこれをどう活用するかである。様々な要因はあるが、教師の授業力を高めることが第一であると考えている。</p> <p>また、この調査の中には子どもの生活調査もあり、学力との関係では、家庭で過ごす時間の中で、テレビやスマホに費やす時間が多い子供ほど学力が低いとの相関関係も示されている。家庭要因に係る部分も、学力との関係で今後分析の中で明らかになってくる。そういった結果の中身をしっかりと、学校現場、校長を通じて教職員に指導してまいりたい。</p>
		部長	全国学力学習状況調査の学校別の公表をしない理由について伺う。	<p>学校別の調査結果を公表しない理由は、保護者や地域に対して説明責任を果たすことの重要であることは理解しているものの、調査により測定できるのは、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないように十分配慮することがより重要であると判断したためである。</p>
		部長	全国学力学習状況調査の市民への説明責任をどのように果たしていくのか。	<p>昨年度までも、市全体の結果及びその分析結果について、市のホームページ等で公表してきた。</p> <p>各学校において個別に対応していることもあると思うが、それらも含め、市全体として、今後どのように公表していくか、一緒に調査されている生活の状況等の結果と併せ、意見を聞きながら、決定していきたい。</p> <p>現在は、ホームページ上や学校評議員会等において意見を聞いているところであるが、より広く意見を聞きながら、どのように進めたらいいか教育委員会に諮っていきたい。</p>
楊隆子	童謡のまちづくりについて	教育長	白秋の童謡のような美しい歌を、未来に伝えていくことを学校教育の中で考えていくことが大事だと思うが、いかがか。	<p>小田原の未来を担う子供たちに、豊かな感性と創造性を育むため、童謡を伝えていくことは大切であると考えている。</p> <p>学習指導要領にも、多くの童謡が歌唱共通教材として示されており、音楽の授業の中で、子供たちは童謡に親しんでいる。</p> <p>本市では、これまで、子供たちが様々な童謡に親しむことができるよう、朝の会や帰りの会、朝会、学校行事等で、北原白秋作詞の歌も含め、童謡を歌っている。</p> <p>以前には、北原白秋だけではなく小田原ゆかりの歌を掲載している冊子「おだわらっこ 心のハーモニー」を、新入学児童に配布し、より童謡に親しみを持てるよう努めた。</p>
		部長	「小田原子どもかるた」の活用について伺う。	<p>このかるたは市制施行60周年を記念し、小田原の良さを小さいころから正しく知り、郷土を愛する市民になってほしいという願いを込めて平成12年に市民団体が制作し、その年に寄贈を受けて、市が小田原市内保育所、幼稚園、小中学校に配布した。</p> <p>配布当時、幼稚園等では、教師が子供達にかるたの紹介をし、かるた遊びをしていた。</p> <p>現在は、配布から時間が経過し、貴重なものとなってきていることから、今後は、資料として展示するなどして、活用してまいりたい。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
小澤 峯雄	小田原市における少年育成問題について	教育長	市長は、いじめ防止に向けて、どのような見解をお持ちか、伺う。	<p>本市では、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしているところであり、いじめ問題の解決に向けては、学校現場だけでなく、地域総ぐるみ、社会総ぐるみで取り組んでいく体制づくりが大切であり、また必要であると考えている。</p> <p>現在、市として「小田原市いじめ防止基本方針」の策定を進めているところである。この方針に基づき、これまで以上に実効性のある、問題の未然防止、早期発見、早期対応等、組織的な対応に努めてまいりたい。</p> <p>いじめは、複雑化・多様化してきており、いつでもどこでも誰にでも起こりうるものであることと認識している。いじめは決して許されないことであり、痛ましい事故が決して起こることのないよう、しっかりいじめ問題に向き合っていきたい。</p> <p>また、相手の立場に立って考える、人の痛みを自分の痛みとして感じる、お互いの差異や個性を認め合う、補ったり、支えたり、励まし合ったりして生きる、こうした言わば生きる姿勢のようなものが、幼い頃から生まれ、そして、大人になってもそれを失わないよう、成育環境や社会文化があることがより重要であると考えている。</p> <p>現状としてのいじめに対応することはもとより、こうした根源的なテーマにも、様々な現場でアプローチをする必要があると感じている。</p>
		市長	人と人とのコミュニケーションを大切にしている今、教育現場では不登校やひきこもりの児童生徒に対しどのように支援を行っているか、伺う。	<p>不登校児童生徒やその保護者に対しては、担任や不登校生徒訪問相談員が家庭訪問や電話相談等を行っており、児童生徒や保護者の状況に合わせた支援を継続するため、信頼関係づくりに特に重点をおいて取り組んでいる。</p> <p>また、ひきこもり等により、連絡を取ることも難しい児童生徒や保護者に対しては、教師が手紙を書いたり、相談機関を紹介したり、教育委員会主催の「不登校相談会」や「不登校教育セミナー」に誘うなど、コミュニケーションづくりを粘り強く続け、支援を継続している。</p> <p>なお、「不登校相談会」や「不登校教育セミナー」は市のホームページや広報でも周知を図っているところである。</p>
		教育長	各学校策定済みの「学校いじめ防止基本方針」が効果的に活用されているかどうかについて伺う。	<p>各校の「学校いじめ防止基本方針」では、未然防止、早期発見、早期対応、家庭や地域との連携等を柱としており、基本的な方向や、いじめの防止等の取組の内容を定めている。</p> <p>この方針を策定することにより、これまでの取組を改めて見直し、「安心して過ごせるいじめのない学校づくり」という共通の思いのもと、全職員が組織的に対応している。</p> <p>さらに、子どもたち自身で魅力的な学校にするための活動やいじめ防止アピール等、生徒会が主体となっていじめ防止に向けた取組を行っている学校もある。</p> <p>今後は、地域の方や保護者等の意見を伺いながら、より実情に即した方針となるよう見直しに努めてまいりたい。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
佐々木 ナオミ	児童生徒の学 ぶ権利のため に	教育長	本市におけるいじめの定義と昨年度の保護者や児童生徒本人からのいじめ相談件数について伺う。	<p>「いじめ」の定義は、「いじめ防止対策推進法」に準拠し、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>学校が認知している平成25年度はいじめの件数は、速報値で89件、また、教育委員会の相談窓口で対応した、保護者や児童生徒本人からのいじめに対する相談件数は、実数で20件であった。</p> <p>また、神奈川県いじめ110番、これは、おおむね3歳から18歳までの子どもを対象としているが、この相談件数は、県内全域で延べ760件とのことである。</p>
		教育長	いじめ防止対策推進法における本市の新たな取組について伺う。	<p>現在本市では、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「小田原市いじめ防止基本方針」の策定を進めている。</p> <p>この基本方針の策定を機に、いじめ防止等を推進する組織体制を改めて整える予定である。</p> <p>新たな取組としては、市、学校、地域の関係機関・団体等の連携が円滑に進むよう「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置する予定である。</p> <p>また、重大事態が発生し、調査を行う必要がある場合は、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）」を設置する予定である。</p> <p>さらに、学校又は市教育委員会が行った調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合は、市の附属機関として「小田原市いじめ問題再調査会（仮称）」を設置する予定である。</p>
		教育長	本市の学級崩壊の定義と発生件数について、伺う。	<p>「学級崩壊」の定義は、文部科学省が平成12年3月に研究委嘱をした学級経営研究会の「学級経営の充実に関する調査研究」の報告において、「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題が解決できない状態に立ち至っている場合」と定義されている。</p> <p>また、県では、「学級全体が一定期間以上、集団として授業規律を失い、正常な学習活動ができない状況になった学級」と捉え、調査を行っており、本市としても同様に捉えている。</p> <p>本市の発生件数については、県の調査に該当するものとして、平成25年度は2件であった。</p>
		教育長	学級崩壊の発生後の具体的な対策について伺う。	<p>学級崩壊に至る経過の中で、段階的に次のような対応を行っている。</p> <p>学校は、担任あるいは保護者からの発信や他の教員の気づきにより、学級の中で教師の指示が通りにくいような状況を把握した場合には、校内で情報を共有し、ケース会議等を開いて学級に関わる支援体制作りを行う。</p> <p>また、必要に応じて学級懇談会を開き、保護者への説明とともに、見守り等の協力を依頼する。</p> <p>市教育委員会としては、学校の要請に応じて指導主事を派遣し、学級の観察及び今後の対応を学校とともに検討する。</p> <p>更に、場合によっては、個別指導員等の人的配置や、指導主事の定期的訪問等を行い、学級の状態が安定するよう、学校と協力してサポートをしていく。</p> <p>いずれにしても、どの学級の子どもたちも、安心して学習や生活に取り組んでいくことができるよう、学校と市教育委員会等が連携しながら、適切な対応を積み重ねていくよう努めていきたい。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
佐々木ナオミ	児童生徒の学ぶ権利のために	部長	出席停止の判断までの手続き等について、伺う。	<p>児童生徒の出席停止については、市教育委員会が学校教育法及び「小田原市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則」に基づいて命ずることができるとしている。</p> <p>その手続きは、まず、校長が対象の児童生徒及びその保護者から意見を聴取し、更に他の児童生徒、教職員等からも意見を聴取する。</p> <p>そして、速やかに出席停止に関する意見具申書を作成し、市教育委員会に提出する。</p> <p>市教育委員会は具申書を受けて校長から意見聴取を行うほか、必要に応じて当該児童生徒、保護者及びその他の児童生徒、教職員等関係者から直接意見聴取を行う。</p> <p>その後、当該児童生徒の問題行動の態様及び学校の実情、校長の意見を踏まえて、総合的に判断し、当該児童生徒の保護者に対して理由、期間等を示した出席停止通知書を交付するとともに、理由を説明するものである。</p> <p>出席停止は、本人に対する懲戒の視点ではなく、学校の秩序を維持し、児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点から行うものである。</p> <p>学校教育法第35条第1項の規定に基づく出席停止は、行政不服審査法に定める不服申立ての適用除外事項に当たることから、不服申立てはできない。</p> <p>なお、出席停止の処分が異議がある場合には、処分を受けた児童生徒又はその保護者が、行政事件訴訟法に基づく取消処分を求めることとなり、その判断は、裁判所において行われることとなる。</p>
		教育長	いじめ問題への対策について、特定の教員が抱え込まないための対策等について、伺う。	<p>いじめ問題については、初期対応、初動対応に対する教員の資質や能力が必要である。「けんか」と「いじめ」との区別をしっかりと行わず、いじめへの認識を怠り、けんかで済ませてしまう。こうした事態が、子供たちに深い傷を与え、いじめ問題が深刻化していく、この要因は教員側の「気づき」にあると考える。</p> <p>これについては、一つは、教師側の体質を変えていかなければならない。事実としっかりと向き合う体質、これを、研修を含め、学校・教育委員会の指導の中で取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、こうした問題では個人情報の部分と見える化との部分の両面が混在していて、教師にとってみれば「保護」と「見せていかなければいけないこと」との両面があり、教員によっては判断しにくい状況があると考えます。</p> <p>けんかやふざけが発展していじめとなる事例が多くを占めているとの認識が必要と考える。その認識がないと、いじめの見逃しを生むこととなる。</p> <p>もう一つは、数値による結果報告がある。教師の意識の中に、自分のクラスに発生したいじめを認めることで、自身の学級経営や指導力の不足を管理職に知られてしまうことを恐れて、けんか扱いしてしまうというものである。</p> <p>しかし、それは許されるものではなく、特に、いじめられているお子さんの気持ち、心情、つらさ、悲しさ、傷つき、これにしっかりと応えていく必要がある。</p> <p>いずれにしても、学校の先生による初動調査が非常に重要であり、いじめを見抜く対応マニュアルといったものを今後整備して、各学校で徹底を図っていく必要がある。</p> <p>また、その教員を孤立させないためには、客観的な対応が大切である。交換授業、ティームティーチング、学年合同での授業、養護教諭による授業講話、外部の指導者による授業等、客観的に複数で対応することにより孤立を防ぐ、複数の目をもって「見逃さない」学校対応をしていくことが重要であると考えます。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
佐々木 ナオミ	児童生徒の学 ぶ権利のため に	部長	いじめの調査機関等について伺う。	<p>いじめ防止対策推進法では「重大事態」が起こった場合の対応を示している。最初の気づきのところでは、教員が毎日の健康観察、定期的なアンケートや聞き取り、教育相談の際に変化等を汲み取り、いじめに限らず、様々な問題に発展しそうな場合に、それらに備え、同僚と情報を共有し、学校の会議の中で共有していくことが基本である。</p> <p>これは平時から行い、それでも、重大事態が起こった場合には、教育委員会、更には市長部局と、二重三重の対策を講じていく。こうした方針を示したもので、ご理解をいただきたい。</p> <p>また、フロー図については、初期対応は学校であり、大切なことである。学校のいじめ防止基本方針では、児童生徒からの申告、相談しやすい体制づくりといったことを、児童生徒、保護者から直接受け取ることを基本としている。</p> <p>フロー図は、重大事態が発生した場合の対応である。こうした事態が発生しないことを願う訳であるが、重大事態が発生した場合は、このように対応することを示したものである。</p>
		部長	子どもの側に立った調査を行うことが必要と考えるが、見解を伺う。	<p>いじめ等が発生した場合又はいじめと疑われた場合等には、学校生活であれば一番長く接している者が気づくことが基本である。</p> <p>その中で、学校に直接申告・相談できない場合は、市や県の教育委員会、警察、弁護士会などの様々な相談機関で相談を受ける体制をとっておく、こうしたことは前提であり、その中でも、事案が発生した場合の対応について、基本方針として定めている。</p>
		部長	第三者機関が有効であると考えがいかか。	<p>第三者的な調査機関として、川西市ほかの事例の話があったが、大津市のように学校から独立した調査機関として取り組んでいる事例もある。こうした先進事例もあるので、本市でも勉強していきたい。</p>
		部長	学級崩壊には至っていないものの、指導が伝わらない、授業が成立しないなどの学級について、把握しているのか。	<p>学級担任だけの指導では、改善できない状況になった場合は、まず、学校内で学級の状況を把握し、組織的な対応に取り組んでいる。</p> <p>教育委員会としては、相談のあった学校に指導主事を派遣し、状況を把握するとともに、改善に向けた指導を行ったり、人的措置を講じたりしている。</p> <p>平成25年度に教育委員会が相談を受け、対応した件数は、先ほど答弁した学級崩壊の発生件数の2件以外に4件あった。</p>
		教育長	学校崩壊の対応をマニュアルがあるのか。	<p>学級崩壊には、段階がある。担任の指導が行き届かない状況になる前の段階が非常に重要で、学級崩壊の対応をマニュアル化する、行動計画を定めることは、私自身も、特に初期対応のマニュアル化は今後必要と考えている。それを各学校で管理職を含めて共通理解し、マニュアルに従ったチェックなど、段階的、組織的、計画的に対応していくことが、学級崩壊を未然に防ぐ一つの有効な手立てと考えているので、検討していきたい。</p>
		部長	学級崩壊の対策として、担任を替えることはできないのか。	<p>学級崩壊に至る原因は様々であり、それぞれのケースに対して、最善の策、状況や段階に応じた最善の策を実施している。</p> <p>その中で、担任の指導に問題があり、担任を変更することが最善の策であると捉えた場合には、学校全体の運営を考え、校長の判断で、担任を交替することもある。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
木村 信市	文化・スポーツ政策に関して	市長	来年度から「総合教育会議」が設置されることとなるが、それに関する文科省の指示等の内容はどのようなものか。また、本市での準備状況について伺う。	<p>今回の法改正において新たに設けられることとなった「総合教育会議」は、地方公共団体の教育、学術、文化の基本的な方針として定めることとされた「大綱」案の協議、首長の権限と教育委員会の権限が重なる施策の協議・調整を図る等のため開催するもので、首長及び教育委員会により構成され、首長が招集するものである。</p> <p>文部科学省からは、総合教育会議の開催時期、開催回数、会議における協議内容等、具体的な指示等はなく、各地方自治体の実態に即して開催することとなる。</p> <p>なお、本市では、改正法の施行日である平成27年4月1日以降、できる限り速やかに総合教育会議を開催すべく、現在準備を進めているところである。</p>
		部長	従来の教育委員会制度との継続性、主たる変更点に対する考え方について伺う。	<p>今回の法改正では、「教育長と教育委員長の本一本化」、「総合教育会議の開催等、首長の教育行政への関与の明文化」等が図られるとともに、教育委員会は、引き続き、独立した執行機関として位置付けられている。</p> <p>「教育長と教育委員長の本一本化」については、経過措置として、改正法が施行される来年4月1日時点で在籍する教育長の任期満了までは、現行法の規定が適用可能とされている。</p> <p>「総合教育会議」については、首長の権限と教育委員会の権限が重なる施策について、その方針を協議・調整する場であり、具体的な事務の執行は、引き続き教育委員会が担うこととされていることから、継続性は担保されていると考えている。</p>
		部長	校長の監視員業務委託契約の契約当事者になっている服務上の根拠について伺う。	<p>プール開放に係る監視員業務への関与については、教育長の委任を受け、「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の定めるところにより、施設管理の責任者である校長が、職務として行っているものである。</p>

※ 一般質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
楊 隆子	童謡のまちづくりについて	市長	平成27年は北原白秋生誕130年に当たるが、市としてどう記念していくのか。また、何をしようとしているのか。	福岡県柳川市に生まれた北原白秋は、大正期に小田原に居を構え、精力的な創作活動を行い、すぐれた童謡詩など多くの作品を遺した。 柳川市とのこのような縁から、平成27年1月25日に同市で開催される「北原白秋生誕130年記念・北原白秋サミット（仮称）」に本市も招待されており、参加の5市町により共同宣言を発表する予定である。[参加5市町：柳川市・小田原市・三浦市・熊本県天草市・南関町] 本市では、所蔵する白秋の関係資料を白秋童謡館において展示公開しているが、柳川市との交流の成果を活かし、柳川市の北原白秋記念館との交流企画として、北原白秋をテーマとした特別展を小田原文学館で平成27年度に開催したいと考えている。これらを通じて、国民的詩人・北原白秋の顕彰を深めるとともに、次世代に継承してまいりたい。
		部長	市民の方が制作を進めている北原白秋かるたについて、完成後には多くの方の目に触れられるようにすべきと考えるがどうか。	市民の方が白秋の顕彰につながる取組が進められていることは、大変ありがたい、また喜ばしいことと思っている。 白秋が小田原に遺した文化資産が、市民や行政の様々な取組を通じ、より一層市民に知られ、また、まちづくりに活かされるよう取り組んでまいりたいと考えている。
		部長	来年の生誕130年を記念して、北原白秋の童謡の歌、挿絵、歌の由来などが書かれた小冊子などを発行して、活用ができないか。	本市の誇る文化資産である白秋について顕彰することは、内外に本市の良さを伝えていくことにつながることを考えている。 生誕130年記念というタイミングをとらえ、作品や創作上の背景などを多くの方々に知っていただくとともに、本市の魅力発信にも取り組んでまいりたい。
井上昌彦	小田原市立図書館について	市長	広域交流施設ゾーンに配置する貸出機能とそれ以外の場所に配置する資料収集、閲覧機能とはそれぞれどのような内容なのか。	広域交流施設ゾーンにどのような公共・公益施設を設置するかは現段階で、決定しているものではない。 ・想定される公共・公益施設のひとつである図書施設の貸出機能とは、一般的な図書の貸し出しと閲覧である。 ・一方、資料収集、閲覧機能とは、地域固有の資料（古文書や行政文書など）を収集・保存して、調査・研究のために閲覧できるように公開するものである。
		市長	（仮称）駅ビル図書館機能として、小田原の特色を紹介、市の刊行物を配架、ビジネスマンや学生などの対応があるがそのように考えているのか。	小田原の特色の紹介、市の刊行物の配架、ビジネスマンや学生などの対応、これらは図書館長の諮問機関である小田原市図書館協議会への諮問に対する答申の内容である。 市としては、この答申も勘案しながら駅前図書施設の機能検討を進めていくことになる。
		市長	現在の市立図書館、かもめ図書館のそれぞれ貸出、閲覧、資料収集の規模はどのくらいか。	市立図書館での貸出に要しているスペースとして、一般図書を保管している書庫を含め約1,200㎡、資料収集・閲覧に要しているスペースとして、地域資料を保管している書庫を含め約500㎡を使用している。 一方、かもめ図書館での貸出に要しているスペースは、一般図書を保管している書庫を含め約2,000㎡である。資料収集・閲覧機能は有していないため、それに該当する面積はない。

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
井上昌彦	小田原市立図書館について	市長	小田原駅周辺には民間書店があるが、そこへの影響をどう考えているのか。	図書館は、広範な情報を集積し、あらゆる人に対し、その必要に応じて提供する場所であり、図書館によって読書離れが抑制され、読書人口が広がることも期待されるため、書籍の購買意欲にも結び付くものと考えている。
		市長	「小田原市立図書館施設の今後のあり方」で図書館の方向性として民間活力の導入、電子書籍、ネットワーク化の充実が掲げられているが、駅ビル図書館ではどう捉えているのか。	民間活力の導入、電子書籍、ネットワーク化の充実は、駅前図書施設の方向性に限ったものではなく、市の図書施設全体の方向性の中で、検討すべきものとして考えている。
		市長	市立図書館が閉鎖になったとして、かもめ図書館、駅前図書館、学校、分館機能をどう考えているのか。	本市図書施設の機能・配置については、市立図書館機能の分散移転に際して、小田原市図書館協議会からの答申などを勘案しながら検討しているところである。
		部長	市民活動サポートセンター、地下街などとの小田原の特色の紹介などの連携をどのように考えているのか。	図書館は、様々な情報を図書資料により集積し提供するものが役割であるので、小田原の特色の紹介もそれらのひとつと考えられる。先行オープンする施設とは、十分に協議して、連携を図っていきたいと考えている。
		部長	駅ビルに、希望する図書館のスペースが取れない場合、旧保健所跡地に図書館を建設することは考えられるのか。	市としては「お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情」が平成22年9月に採択されたことを踏まえ、広域交流施設ゾーンに、適切な機能と規模を有する図書施設を設置すべく検討を進めているところであり、他に図書館を建設する考えは現在のところない。
		副市長	駅ビル図書館の規模、内容は誰がどのように決定するのか。	現在、貸出や閲覧をはじめ、駅前に必要となる機能やその規模について、方針を検討しているところである。 今後、これらを取りまとめたうえで、市民や議会の皆様にお示しし、御意見をお伺いしながら決定していく考えである。
		部長	規模及び内容も考え検討していくとのことだが、では何時までに駅ビル図書館の検討を終えるのか	最初に御答弁したとおり、広域交流施設ゾーンにどのような公共・公益施設を設置するかは現段階で決定していない。 想定される公共・公益施設の機能のひとつとしての図書施設の検討については、時機を失することなく取り組んでいく予定である。

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
奥山 孝二郎	本市におけるAED（自動体外式除細動器）の設置状況等について	市長	公民館等におけるAEDの設置状況はいかがか。	<p>市内には、地区公民館が131館あるが、このうちAEDを設置しているのは、1館である。</p> <p>こちらについては、地域の民間事業者から譲渡されたものと伺っている。</p> <p>自治会が所有しているそのほかの集会施設における設置状況については、把握はできていない。</p> <p>※生涯学習課・地域政策課連名。主は、生涯学習課。</p>
		市長	自治会等でのAED設置の要望はあるのか。	<p>自治会等においては、地区自治会連合会等で開催される防災訓練等で、救護訓練の一環としていくつかの地域でAED取扱い訓練が行われているほか、防災リーダー研修会においても、研修項目の一つとしてAEDの取扱いを習得していただいている。</p> <p>こうした状況などから、AEDについての自治会等の関心は、高まっており、地区公民館へのAEDの設置要望も何件かいただいている。</p> <p>※防災対策課・地域政策課・生涯学習課連名。主は、防災対策課。</p>
植田 理都子	戦後70年を前にした本市の平和施策について	市長	市の生涯学習の場における平和学習等の実績はどのようになっているか。	<p>平和学習については、講演会や学習講座のほか、平和の尊さを伝える展示など様々なかたちで実施している。</p> <p>郷土文化館での戦時下資料の常設展示や、図書館での戦争関連の著作の展示・貸出し、子ども映画会の上映等を行っている。</p> <p>また、キャンパスおだわらでは、おだわらシルバー大学において戦時下の小田原について学ぶ講座を実施したほか、市民団体による平和に関する教養講座等が開催されている。</p> <p>なお、来年度は、戦後70年を迎えることから、戦時下の小田原について学ぶ講座の開催等を検討したいと考えている。</p>

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
木村 信市	夏季休業中の学校プール開放について	市長	本市の夏季休業中の学校プール開放事業の主催者はだれか。また、県内他市の実態（主催者）はどうか。	本市の学校プール開放事業については、PTAが運営主体となっている。県内他市の主な主催者については、市が8市、教育委員会が5市、PTAや子ども会などの使用団体ごととなる市が1市である。
		部長	学校プール開放事業に関し、校長が監視業務委託契約の契約当事者になれる根拠は何か。	平成23年3月より平成23年9月の5回にわたり開催された、各学校の校長、PTA連絡協議会、市、教育委員会で構成する「プール開放検討委員会」で夏季休業中の学校プール開放の諸課題について協議がなされた。プール開放に係る監視員業務の委託についての協議の中で、各学校で定める「プール管理運営規定」において、管理責任者は校長であること、プールの使用方法や管理運営に関して協議・決定を行う会議体である「プール運営委員会」の委員長が校長であることなどから、監視員業務契約の契約名義は各校長と各PTA会長の連名とすることとされたものである。
		部長	学校プール開放事業中、プール内で事故があった場合、責任は教育委員会にあるとする根拠は何か。また、プール内事故に関してPTAに責任が及ぶ可能性はあるのか。	小学校では、プール運営全般に関して、プール管理運営規定及び細則を学校ごとに定め、プール運営委員会を組織して管理運営を行っていることから、小学校プールの管理責任については、基本的には学校長にあり、教育委員会が責任を負うこととなっている。また、PTAが運営主体の夏季休業中の学校プール開放については、監視業務は委託業者が責任を負うこととなるが、委託業者の管理に瑕疵がある場合など、契約者であるPTAにも責任が及ぶこともある。いずれにしても、事故が発生した場合等の責任の所在については、その都度判断されるものとなる。

決算特別委員会について

- 1 設置期間 平成26年9月18日から平成26年10月2日まで

案 件	審議結果	備 考
平成25年度一般会計歳入歳出決算	認定	

- 2 現地査察 平成26年9月22日

経 費 名 等	査察箇所	備 考
小田原文学館管理運営事業	南町	図書館

3 総括質疑 平成26年9月29日 (教育部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
佐々木 ナオミ	学校司書派遣事業について	部長	中学校の学校図書館の開館時間について、学校司書がいる日は100%図書館を開けるべきだと思うがその見解を伺う。	現在、中学校の図書館では、生徒が自由に利用できる時間帯である昼休みと放課後はもとより、その他にも授業の内容に応じて利用できるようにしている。学校司書が勤務している時間帯は、いつでも学校図書館を利用できるようになっている。
		部長	中学校の学校図書館の開館時間が少ないと、聞き取りの中で担当から聞いたが、こうした事実はないとのことであるか。	聞き取りの内容との相違とのことだが、中学校については小学校と異なり、例えば、中休みがない、放課後にも活動がある、など生徒が図書館を利用できる時間が少ないとのことで、利用勝手について外部から見える状況が違う。図書館が閉まっているか否かについては「利用できる状態」であるが、実際のところは、昼休みの利用が主だ、ということである。
		部長	学校司書がいる時間は100%開いているのか。	図書館司書がいる時間でも、例えば大規模な図書の整理をしている時など、あるいは生徒指導上の関係で事件防止のため、一時使えない時もあるが、基本的には、司書が居る時間は利用できる。
今村 洋一	幼稚園小中学校の維持修繕事業について	副市長	毎年各学校、園から施設の維持修繕にかかる要望が多数上がっているが十分な対応ができていないとは思えない。そこで、その結果についてどのようにとらえているのか、また、今後の見込みについて伺う。	施設の維持修繕については、緊急度の高いもの等を優先し、計画的に整備しているが、今村委員のご指摘のとおり、学校要望に対する十分な対応はできていないと認識している。 小破修繕については、毎年1,000件程度要望があるが、日々発生していくものを処理していく必要があることから、直営による修繕で随時対応してまいりたい。 それ以外の緊急度の高い修繕については、新たに発生することも考えられるが、現時点で175件と把握しており、平成28年度までの3年間でおおむね対応してまいりたい。
		部長	再任用職員が現場で施設改善に取り組んでいる効果はどのようにとらえているか伺う。	再任用職員による修繕対応の実施件数は、平成24年度が577件、平成25年度が865件となっている。 その対応内容は、床や天井の修繕や水道蛇口のパッキン等の交換、スノコ等の工作など多岐にわたっており、また、平成25年度からは週に1回の割合で、芝生化された校庭や園庭の芝刈り業務も実施している。 学校からの修繕要望に対し、迅速に対応しており、学校現場からの評価も高く、その効果は非常に大きいと認識している。
		市長	小田原市学校施設整備基本方針の中で、どのような判断のもとに学校施設の整備をどう位置付けていくのか伺う。	この方針では、短期計画として、平成28年度までの3年間で、防水改修など緊急度の高い修繕を優先して行っていく予定である。 また、学校施設の長寿命化、機能向上、さらに建替えなど中長期に亘る計画については、本市全体の「維持修繕等に係る長期的な計画」との整合性を図りながら、平成28年度末までに定めていく予定である。
		部長	施設の維持修繕要望に対し、教育委員会としてはどの程度まで対応していこうと考えているのか伺う。	修繕要望は、学校現場においては切実な問題であり、また、児童・生徒が安心して生活できる施設の整備という観点からも、教育委員会としてはすべての修繕要望を早急に解消することを目標としている。 市長から、あるいは大野副市長から答弁したとおり小破修繕については直営による修繕で、それ以外の緊急度の高い修繕については、平成28年度までの3年間でおおむね対応してまいりたい。

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
武松 忠	受水槽改修計画について	副市長	どのような計画で受水槽を改修しているのか伺う。	<p>受水槽の耐用年数としては、財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」では15年、メーカー推奨の更新時期は15年から20年とされているが、本市においては、概ね30年を基本に順次改修を行っている。</p> <p>東日本大震災により破損したものは、緊急に改修を実施している。また、委託業者による受水槽清掃時等に、不良を指摘されたものについては、改修時期を前倒しにして実施している。</p>
		部長	平成25年度に実施した受水槽の改修内容と耐震対策について伺う。	<p>平成25年度は、小学校5校・中学校1校において、受水槽本体の改修と、それに関わる接続配管の改修を実施した。</p> <p>耐震対策については、平成9年に建築設備耐震設計・施工指針が改訂され、避難所となる学校等の特定施設も含め受水槽の耐震基準が見直しとなり、従前の耐震性能を上回る基準が設定された。</p> <p>現在改修を進めている本市の受水槽については、この基準に定められた耐震性能を確保している。</p> <p>また、スロッシング現象と呼ばれる、地震時に水槽内の水面が揺動する現象により、水槽の破損や破壊を防ぐために、受水槽の外側に補強材等により補強し、強度を上げる工法を採用し施工している。</p>
原田 敏司	学校施設維持・管理事業について	部長	平成25年度における学校要望に対する実施件数、実施率、金額について伺う。	<p>平成25年度の学校からの要望件数は、小学校86件、中学校42件、幼稚園13件の合計141件であり、実施件数は小学校38件、中学校16件、幼稚園2件の合計56件である。</p> <p>また、実施率については、小学校44.1%、中学校38.0%、幼稚園15.3%となっており、全体の実施率は39.7%であった。</p> <p>学校要望に対する実施金額は、小学校204,387,448円、中学校137,766,636円、幼稚園5,437,320円の合計347,591,404円であった。</p>
		市長	校舎リニューアル整備計画を見直し、学校施設整備基本方針を策定した経緯及びその理由について伺う。	<p>平成16年に校舎リニューアル整備計画を策定してから10年が経過し、当時対象とした学校施設はもとより、給食調理場や学校給食センターなどの施設も老朽化が進み、子どもたちを取り巻く教育環境に支障が出てきた。</p> <p>また、教育内容や使い勝手の変化に伴い、内部の改修等の必要性が生じてきたことから、整備方針を見直すこととした。</p> <p>そこで「小田原市学校施設整備基本方針」を作成し、基本方針に基づき、老朽化対策及び教育環境の計画的な整備を行うこととしたものである。</p>
		副市長	骨格部分の強度を確保した耐震補強工事は、校舎の長寿命化を図る上で大いに有効であったと思うがいかがか。	本市としては、骨格である耐震補強工事を平成21年度までに完了し、安全確保が図られたことにより、次のステップへと展開していけると認識している。

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
木村正彦	小田原ゆかりの偉人の郷土学習について	教育長	小田原市ゆかりの偉人の郷土学習について、これまで学校や社会教育の場でどのような取組をしているか伺う。	学校では、児童生徒が、主体的に調べたり考えたりできるように、教育研究所で作成した「二宮金次郎物語」や「北条五代物語」、「わたしたちの小田原」や「郷土読本小田原」を活用している。 特に、二宮金次郎の生き方や業績、並びに北条五代については、社会科や道徳、総合的な学習の時間等で扱っている。
		部長	小田原にゆかりのある偉人の把握、行った経過はあるのか。	小田原にゆかりのある偉人の学校教材での研究として、学校の教材には偉人を含め郷土学習がある。それぞれの教科等の中で、授業等において小田原も登場している。 小田原市の教育委員会が取り上げて研究したものは、先程、教育長が申し上げたものが、主なものである。
安藤孝雄	学校現場における市民体操おだわら百彩について	教育長	学校では、市民体操おだわら百彩にどのように取り組んでいるか。	小学6年生が参加する市小学校体育大会において、おだわら百彩を準備体操として取り入れている。 また、運動会の全校種目として取り入れている小・中学校もある。
		部長	学校では市民体操おだわら百彩とラジオ体操を対してどのような思いがあるのか。	市民体操おだわら百彩については、年代にかかわらず、楽しみながら血行促進等の効果を得ることができる体操であると認識している。 教育委員会としては、市民体操おだわら百彩や、ラジオ体操、各校独自の体操等を、児童・生徒の発達段階や運動の目的に応じて実施しているものと認識している。

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
木村信市	学校開放事業について	教育長	「教育委員会事務の点検・評価報告」を行う根拠と、本市における対象事業の考え方について伺いたい。	<p>「教育委員会事務の点検・評価報告」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められており、これを根拠に実施している。</p> <p>点検・評価の対象となる事業は、補助執行を含め、教育委員会の権限に属する事務の中から、小田原市学校教育振興基本計画に定める10の基本目標等を勘案し、教育委員に選定していただいている。</p>
		部長	教育委員会事務の点検・評価のうち、なぜ「学校体育施設開放事業」に、学識経験者の意見としてプール開放の運営に関する内容が記載されているのか、伺う。また、学校プール開放は、学校における体育に関することなのか、伺う。	<p>学校プールの開放は、教育委員会が所管する学校施設の開放事務であることから、点検・評価においても「学校体育施設開放事業」として学識経験者から意見が述べられたものである。</p> <p>また、学校プール開放事業は「学校における体育」ではない。</p>
	市民文化創造・教育振興に関して	部長	各学校では、教科学習の一環か、学校行事の一環か、どのように位置づけられているか。	アウトリーチ事業やおだわらっこドリームシアター、この2つの事業は、質の高い芸術や文化に触れ、児童の豊かな感性や情操を養うこと、地域の伝統や文化に触れることを目的とする音楽鑑賞等の教科学習や、文化的な学校行事に位置づけている。

※ 総括質疑 平成26年9月29日 (文化部)

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木敦子	図書館運営経費について	部長	ネットワーク等運営事業においてどのようなサービスを提供しているのか。	本市図書施設(かもめ図書館、市立図書館、川東タウンセンターマロニエ図書室、城北タウンセンターいずみ図書コーナー、橘タウンセンターこゆるぎ図書コーナー、生涯学習センターけやき図書室、生涯学習センター国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室)は、ネットワークで結ばれており、共通の利用者カードを利用することにより、市内各図書施設の本の検索・貸出・返却、予約による取り寄せなどが可能である。
		部長	市内の図書施設の本の配置において、どのような工夫をしているのか。	図書施設の本については、それぞれの図書施設で新規購入をしているほか、図書館とネットワーク館の担当課が連携をはかり、図書施設間で本を移動させたり、寄贈された本を各図書施設で利用するなど入替えを図っているところである。 また、川東タウンセンターマロニエ図書室、生涯学習センターけやき図書室、国府津学習館図書室へは、自動車文庫推進事業の中で定期的に配本を行っている。
原田敏司	本丸・二の丸整備事業について	部長	御用米曲輪の発掘調査によって、どのようなことが明らかになったのか。	これまでの発掘調査では、江戸時代の米蔵の跡に加えて、北条時代の池や切石(きりいし)を敷き詰めた庭園、建物の跡などが発見され、北条時代の小田原城の中でも重要な場所であったことが明らかになりつつある。
		副市長	今回発掘された戦国期の史跡について市はどのように評価しているか。また、文化庁、専門家等からどのぐらい価値があるものと評価されているのか。	現在までに確認された池や切石(きりいし)を敷き詰めた庭園については、全国的にも例のないものである。文化庁や遺跡をご覧いただいた専門家からも小田原北条氏の高い文化や技術を示すものと評価されており、大変貴重なものと認識している。なお、調査は現在も進行中であるため、最終的な遺跡の評価は今後の調査の結果を見据えて位置づけることとなる。
		市長	更なる発見の可能性もあり、城跡整備について今後どのように整備していく考えなのか。小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想の見直しが必要になってくるのではないか。	御用米曲輪については、北条時代の重要な遺構が発見されたことから、その整備のあり方について、文化庁からも北条時代の遺構の様相を把握したうえで、整備のあり方を決めていく必要があると指導されている。発掘調査の成果を踏まえ江戸時代の米蔵の跡とともに、北条時代の遺構をどういう形で整備していくか、専門家の意見を入れながら検討している。 「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」については、今年度、庁内組織を立ち上げ、複数の視点から見直しの作業を既に行っているところであり、御用米曲輪の整備に関する検討の内容も含め、文化庁等関係機関との調整を行いながら作業を進めてまいりたいと考えている。
木村正彦	郷土学習推進事業について	部長	小田原市ゆかりの偉人の郷土学習について、これまで社会教育の場でどのような取り組みをしているか。	尊徳記念館での二宮尊徳翁の顕彰事業や、尊徳翁の教を学ぶ報徳塾をはじめ、電力王と呼ばれた実業家で、茶人としても高名な松永安左エ門(耳庵)・益田鈍翁・野崎幻庵の近代小田原三茶人の事績顕彰、小田原文学館における本市ゆかりの作家に関連する展示などを実施しているところである。 本市ゆかりの偉人について学ぶことは、郷土に対する愛着を深め、誇りを持つ重要な機会であることから、今後も、引き続き推進してまいりたいと考えている。

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
木村 信市	学校開放事業 (プール開放を含む) に関して	部長	<p>学校開放事務を補助執行としたこと、また、学校プール開放を学校体育施設開放事業から除いたことが混乱の原因となっていると思うが、見解を伺う。</p>	<p>学校開放事務は、学校から施設の使用許可を受け、行われるものであることなどから、教育委員会の権限に属する事務の補助執行としている。</p> <p>学校プール開放は、学校施設開放の一形態であるが、プールという施設の特異性、開放に係る経緯が特別なものであり、体育館やグラウンドの学校施設開放とは異なるものである。</p> <p>また、現在の開放形態は、関係者からは一定の評価を得ていると認識している。ただし、検討すべき点があるとすれば、関係者と協議して整理してまいりたい。</p>

報告書

「学校図書館との連携について」

平成26年9月

小田原市図書館協議会

はじめに

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）の施行を受け、小田原市は、平成22年に「小田原市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもに読書の機会を提供することの意義と、その機会の提供についての方針を定め取り組んでいる。

この計画が策定された平成22年に、本協議会に対して、図書館長から、「小田原市図書館施設の今後のあり方について」が諮問された。諮問項目は5項目に亘り、そのひとつの「学校図書館との連携について」において、「本市図書館と市内学校図書館との連携による、子どもの読書環境の改善のための、望ましい連携・協力関係のあり方」が問われた。

本協議会は、この諮問項目に対し、「子どもの想像力や好奇心を呼び起こし、豊かな心を育む場としての学校図書館が充実するよう、図書館常駐の専任司書の配置、公立図書館職員の協力、公立図書館とのネットワーク化などによる効率的な図書資料調達の仕組みづくり、地域開放や運営における地域協力などに取り組む」ことの必要性を提起し、平成24年3月に答申したところであった。

同年10月、新たな顔ぶれとなった本協議会に対し、2年間の任期における主要な研究テーマを「学校図書館との連携について」とされたい旨、図書館長から依頼があった。本協議会は、公立と学校の図書館連携について早急に取り組むことの重要性に鑑み、研究の成果が、連携を具現化するための改めでの提起となることを念頭に研究に取り組んだ。

本報告書は、実際に学校図書館を視察して、学校図書館の現状について把握し、公共図書館が学校図書館と連携するために、どのような役割を果たすことができるのか、また、学校図書館に対して、何を期待するのかについて、2年間の研究の成果をまとめたものである。この報告書をもとに、今後、公共図書館と学校図書館の連携がますます推進されることを願ってやまない。

平成26年9月

第30期小田原市図書館協議会
委員長 宮崎 淳子

目 次

第1章 学校図書館の調査方法について	1
第2章 学校図書館の現状把握について	2
第3章 学校図書館の視察について (小田原市立国府津小学校、小田原市立酒匂中学校の事例)	3
第4章 学校図書館を視察した意見・感想について	4
第5章 今後の展望について	9

報告書作成の経過

委員名簿

第1章 学校図書館の調査方法について

公共図書館が学校図書館と連携をするためには、まず、学校図書館の現状を把握する必要がある。しかし、本市では、学校図書館の蔵書数や利用実績などといった基本的なデータを図書館側が共有しているわけではなく、また、学校司書の現状についてほとんど把握していない状態であった。このような状態では、どういったことを連携の足掛かりにするのか検討すらすることもままならない。

そこで、まずは、学校図書館の現状について把握することから着手することとした。当初、各学校へアンケート調査を行うことも検討されたが、現状を知らないままアンケートを実施しても実効性が薄いものになる可能性があると判断し、代わりに、現状把握の方法として浮上したのが、教育委員会に在籍する指導主事から、学校図書館の現状や学校司書派遣事業の内容等について説明していただくというものであった。

平成25年10月8日（火）に開催された第3回協議会において、「本市における学校図書館の現状について」というテーマで、指導主事による説明が実施され、学校図書館の骨格的な状況を把握することができた。

次に、学校図書館の様子や、児童・生徒の利用傾向などを把握するために、実際に学校図書館を視察することにした。本協議会には、小学校と中学校から各1名の司書教諭が委員として参加しており、視察先の学校として、本協議会委員の勤務先の学校図書館を視察先として選定した。

各委員は、「学校図書館視察記録シート」に基づき、学校図書館の様子、管理・運営形態、利用状況などについて、調査を行い、学校図書館の現状把握に努めることとした。

この調査結果をもとに、「学校図書館との連携について」公共図書館の役割を導き出すことにした。

第2章 学校図書館の現状把握について

平成25年10月8日（火）に開催された第3回協議会において、小田原市教育委員会教育指導課の指導主事2名から、学校図書館の現状について、説明を受けた。その概要は、次のとおりであった。

各校の学校図書館運営にあたっては、司書教諭または、図書担当が重要な役割を担い、学校図書館の充実に努めているが、配置されている司書教諭等は、学校図書館の業務を専任としておらず、学級担任や教科指導を兼任しながら学校図書館の運営を行っているのが、実情である。

学習指導要領がねらう確かな学力の向上に向け、子どもの読書活動を推進していくことや、「小田原市子ども読書推進計画」（平成22年9月策定）に基づく取組みを推進していくうえで、小・中学校の学校図書館の充実が大変重要であると認識している。

そのため、学校司書を配置し、小田原市立小・中学校の学校図書館のカウンター周辺業務への対応や授業支援、学習支援の実施を行うとともに、図書ボランティアとの連携を深めることで、その資質向上を図るものである。

学校司書の配置については、平成23年度に、市内小・中学校36校に週1日配置したことから始まり、翌平成24年度からは、週2日と充実させ、現在に至っている。今後も同内容で継続する予定である。

学校司書の配置については、株式会社有隣堂と業務委託契約を締結し、実施している。

上記の説明を受け、学校図書館が、現在どのような形態で運営されているのか把握することができ、次回協議会において、実際に学校図書館に赴き、現場を視察することとなった。

第3章 学校図書館の視察について

(小田原市立国府津小学校、小田原市立酒匂中学校の事例)

平成25年11月26日(火)に開催された第4回協議会において、学校図書館の視察が行われた。視察先の学校は、柴田委員の勤務先「小田原市立国府津小学校」(現在の勤務先は「小田原市立矢作小学校」)と中田委員の勤務先「小田原市立酒匂中学校」であった。

まず、視察先の学校の基礎的データについて、記載する。

	国府津小学校	酒匂中学校
児童・生徒数	679人	582人
学級数	23クラス	18クラス

(平成25年5月1日現在)

いずれも、小田原市立小・中学校の中では、規模の大きい学校である。

視察先の学校では、先生の案内のもと学校図書館を見学し、その利用実態や学校司書派遣事業の内容等について、聞き取りを行った。その結果、今まで公共図書館が把握できていなかった、学校図書館の現状や学校司書派遣事業について、実態に知ることができると同時に、各委員から、よりよい学校図書館にしていくための様々な意見や感想が出てきた。

これらの意見や感想を類型化し、公共図書館が学校図書館に対して、何ができるか、または、何をなすべきかをまとめることとした。

類型化した意見や感想は、次章において、掲載する。

第4章 学校図書館を視察した意見・感想について

平成25年11月26日（火）に開催された第4回協議会において、学校図書館の視察が行われたが、各委員からの意見・感想を類型化したものを以下のとおり記す。

【国府津小学校】

1 館内の様子

（雰囲気・表示・装飾・図書の分類・整理・書架や机イスの配置など）

- ・絵本中心の低学年向けの図書室「ちびっこ図書室」と調べ学習のための参考図書を配架している高学年向けの「みんなの図書室」と二室設けられている。
- ・新刊本紹介コーナーもきちんとあり、机・イスもグループ学習できるように配置されている。
- ・壁面に季節毎のテーマを表現した絵が飾られていて、明るく楽しい雰囲気が出ていた。
- ・「ちびっこ図書室」は、畳敷きで書架の高さも利用者を配慮したものとなっている。

2 管理・運営

（施錠の有無・利用時間・司書等の在室状況・購入や廃棄の方法・データ化の状況など）

- ・学校司書は、週2回（火・水）に派遣されており、児童への対応、図書室の管理、蔵書のデータベース化作業などを行っている。
- ・施錠はされていない。

3 利用の状況

（読み物と調べ物・学年や男女の傾向・利用促進の工夫など）

- ・図書室の利用は30人～40人/日、雨の日は100人単位と増える。
- ・図書室の利用は、中休みの15分と昼休みの30分に集中している。
- ・貸出しは20～30冊/日、1人1冊、貸出期間は1週間、夏休みは週1回開館しており、2冊借りることができる。
- ・図書館利用者の増加が見られる。

4 運営に携わる方々

（学校図書ボランティア・派遣司書・司書教諭の声）

- ・ボランティアの方々との連携も良好なようで、室内の装飾や様々な表示には、主としてボランティアの方々がかかわっているようである。
- ・児童による図書委員が貸出業務などを行い、問題なく機能している。
- ・学校司書から、「先生方とゆっくり話す機会があれば、どんな本が必要か相談できるのだが。」という意見があった。

5 公立図書館との連携

(思いついたアイデアなどあれば…)

- ・市立図書館の団体貸し出し登録はしていない。
- ・学校が、図書館指導年間計画を各教科の年間計画と共に作成すると、いつ、どのような本がどの位必要かわかるので、図書館との連携がしやすくなると思う。

6 その他

(学級文庫の状況・朝読書の取組みなど)

- ・学級文庫 30～50 冊、学年の廊下に置かれている場合もある。
- ・毎週水曜日に朝の読書タイムがある。自宅や図書館の本を利用している。
- ・読書に親しむことでの情緒・精神性の安定や国語力の向上を期待しているとのこと。
- ・朝読書ボランティアによる読み聞かせ、「お話しポケット」という月 1 回程度昼休みに行われる読み聞かせなども行われている。

7 見学しての感想・気づいたこと

- ・子どもの読書推進と学校図書館のよりよい活動を推進するためには、学校図書館と公立図書館との連携を進めることが、学校図書館をより生き生きとさせることではないかと思った。子どもたちの体験学習の実践以外にも、市立の図書館が出来ることをもっと積極的に工夫をし、図書館利用のPRを進めたらよいと思う。
- ・図書室は、児童たちがいつも使っている教室以上に公共性の強い空間でもあるので、その使用状況は児童の心をより明確に反映することになる。視察時に連続して2クラスが図書室を利用して授業を行っていた。蔵書に触れ読書するということだけでなく、その空間に身を置くという経験自体が、言葉の世界に生きる価値という無言の励ましを与えて行くものになると思われる。
- ・図書の貸出は児童の図書委員が行っているというが、閲覧情報（個人情報・プライバシー）の適正管理の観点からも、学校司書の勤務日数（週2日）

を増やし、学校司書が毎日常駐して貸出業務を担えるようになるとういと思う。

【酒匂中学校】

1 館内の様子

(雰囲気・表示・装飾・図書の分類・整理・書架や机イスの配置など)

- ・ 図書室の広さに感嘆した。本がきれいに整備されていること、とてもとりやすい状況であることが読み取れた。
- ・ 校舎の3階の東端に位置しており、窓からは松林や相模湾を見渡せるよい環境にあり、教室4つ分(約250㎡)ほどのかなり広めの部屋になっている。室内もよく整理されていて、学習机や広いテーブルなど、ややぜいたくすぎるかなと思えるほど環境的に整っている。約20,000冊と言われる蔵書も、ゆったりと十分な空間の中に、とても見やすく配置されている。
- ・ 司書室もあり綺麗である。未整備の学校もあるという台帳が、ここでは整備されていた。
- ・ カウンターの横に映画や美術展のポスターが掲示されていて、興味や活動が広がると思った。

2 管理・運営

(施錠の有無・利用時間・司書等の在室状況・購入や廃棄の方法・データ化の状況など)

- ・ 図書室の利用時間は、昼休みの12時40分～13時00分までの20分間。開室を待つ生徒の行列ができるようである。
- ・ 学校司書は、週2回(朝から午後3時まで)勤務しているが、貸出時間に変更はない。
- ・ 本を放り投げたり、一部いたずらされたこともあり、学校司書が勤務されていない日は、昼休み以外は施錠されている。
- ・ 学校司書は、図書室からのお知らせを作成している。

3 利用の状況

(読み物と調べ物・学年や男女の傾向・利用促進の工夫など)

- ・ 利用者は40～50人/日でリピーターが多い。
- ・ 貸出しは、1人2冊、期間は1週間。
- ・ 漫画とライトノベルは置いていない。

4 運営に携わる方々

(学校図書ボランティア・派遣司書・司書教諭の声)

- ・学校図書ボランティアは、過去にいたが、学校司書とうまく連携できず、現在は廃止。
- ・図書委員からは、昼休みだけでなく、放課後も開放したいと提案が出ている。
- ・データベース化作業は、学校司書が行っている。

5 公立図書館との連携

(思いついたアイデアなどあれば…)

- ・団体利用カードは活用されているが、総合学習のとき等で多くない。
- ・市立図書館からの貸出を受けているが、市立図書館との連携を進める前に、学校図書室の利用自体を盛んにしておく必要がある。
- ・学校が、図書館指導年間計画を各教科の年間計画と共に作成すると、いつ、どのような本がどの位必要かわかるので、図書館との連携がしやすくなると思う。

6 その他

(学級文庫の状況・朝読書の取組みなど)

- ・学級文庫はない。
- ・朝の読書は、毎日10分ほど実施されている。
- ・校長が朝の読書を奨励、生徒の落ち着きが認められ効果があがっている。

7 見学しての感想・気づいたこと

- ・生徒にとって、生き生きと活用されるためにはどうすればよいか、大きな課題があると思う。生徒が学びあえる、学習により役立つ、そんな当たり前の学校図書館であるために……今回ごく一部の学校視察ではありましたが、中学校での図書室開放に向けて学校司書の配属（勤務時間増なども含めて）がより求められるように思った。
- ・「かもめ図書館」には及ばないが、20,000冊という蔵書は魅力的であり、その内容もかなり充実している。にもかかわらずその大半が利用されずにいる現状は、残念である。データベースの活用によって公立図書館との協力関係が深まれば、中学校の生徒という枠を超えて活用する方法があるのかもしれないし、そうしたことが中学校にもよりよい影響を与えることが出来ればよいと思う。
- ・公共図書館との連携の前に、学校図書室の開館時間を増やしていくにはど

うしたらいいのか。まず、そのことが先決と思う。

- ・ 目録（台帳）があり、1冊1冊きちんと管理されていた。人によって管理の仕方に差があるので、学校司書が変わっても引き続き今の状態の管理ができるのか。

【全体的な感想】

- ・ 「出向く公共図書館」を提案する。
 - ①公共図書館の登録カード申込みの促進
 - ②小中学校の職員室へ書籍情報等の提供
 - ③子ども読書推進に関わる部署との話し合いの場を確保
 - ④学校司書と図書館ボランティア対象の研修の講演会の開催
 - ・ 子どもたちが本に親しむために図書館と学校図書館の連携を達成するために
 - ①情報交換の場を設置
 - ②先生の意識改革
 - ③団体利用者カードの活用促進
 - ④ネットワークの形成
 - ⑤そのための蔵書のデータベース化促進
- ①、②が出来て初めて、③、④、⑤が生きる。

いずれにしても、「**連携推進の主役は現場の先生や学校司書**」。

どうしたら、この取り組みに参加してもらえ、自分たちの課題として、主役を演じてもらえるのがポイントになる。

第5章 今後の展望について

教育委員会の指導主事からの説明を受け、その後、学校図書館の視察を行い、学校図書館の現状について、把握することができた。その意見や感想には、学校司書の派遣時間拡大に伴う学校図書館の開館時間の拡大や、公共図書館の団体登録制度の利用促進を行い学び学習のさらなる充実を求めるものが多く見られた。その一方、学校側からは、現状のままでも十分に学校図書館は機能しているという意見も見られた。

しかし、公共図書館、学校図書館ともにそれぞれの歴史があり、公共図書館と学校図書館の連携が望まれているからといって、すぐに両者が共通認識をもって協力していくことは、難しく、意見の違いがあることはむしろ当然である。

そのため、公共図書館が学校図書館のためとはいえ、様々な意見や提案をすることは、学校図書館に対して、様々なことを押し付けることになりかねない。そのような状態は、公共図書館と学校図書館が連携しているとは言い難い。

そこで、公共図書館と学校図書館が連携するために、2つの方法によるアプローチをすることによって、緩やかな連携をしていくことを本協議会として提案する。

まず、公共図書館が学校図書館に対してできることを着実に実施することである。これは、学校図書館に対して、公共図書館ができるメニューを紙媒体やホームページ上などで、紹介することである。こうすることにより、学校図書館が公共図書館を上手に活用できる機会の増加が期待できる。

また、公共図書館では、職場体験の場として、学校から利用されている。このような事例から、すでに連携が始まっているといえる。これを基に、さらに連携内容を充実させることができる可能性もあるので、公共図書館と学校図書館との間で、お互いの事業の情報交換を行い、相互扶助ができる関係であることを認識するとよいと思われる。

もう一つは、公共図書館が学校図書館に対して、運用の改善等を働きかけることである。これは、すぐには対応するのは難しいだろうが、例えば、学校司書の滞在時間の拡大や学校図書館の開館時間の拡大などである。こうすることにより、学校図書館がより使いやすいものとなり、学習の場としてますます有効的に機能することになる。

また、公共図書館であれ学校図書館であれ、様々な人たちが、様々な立場で運営・活動に参画している。しかし、その人たちを結び付ける機会は、あまりないのが現状である。お互い、いろいろな立場の人たちを知ることにより、今まで実施していなかった共同作業といったものが実現できる可能性もある。図書館に関わるすべての人たちがコミュニケーションをとることができる機会を

設けることも、公共図書館と学校図書館のさらなる連携を進める上で、重要なのではないかと考える。

公共図書館と学校図書館が連携するといっても、双方が連携に期待するところは様々であるし、すべてが短期間で実現できるわけでもない。まず、先進事例などを参考にしながら、着手できるところから実行していき、お互いの図書館にとって補完し合える関係になっていくことが望まれる。

以 上

報告書の経過

第1回協議会	平成24年12月21日	本市図書館の概要説明
第2回協議会	平成25年 8月30日	学校図書館との連携について協議
第3回協議会	平成25年10月 8日	学校図書館との連携について協議
第4回協議会	平成25年11月26日	学校図書館視察 (小田原市立国府津小学校) (小田原市立酒匂中学校)
第5回協議会	平成26年 5月22日	学校図書館視察の意見・感想集約
第6回協議会	平成26年 9月11日	報告書の検討

委員名簿（第30期）

委員長	宮崎 淳子	社会教育関係者
副委員長	内田 昭	学識経験者
委員	野口 武悟	社会教育関係者
委員	廣澤 登美江	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	大塚 さとみ	学校教育関係者
委員	中田 貴士	学校教育関係者(学校図書館協議会)
委員	柴田 敏勝	学校教育関係者(学校図書館協議会)
委員	星崎 みゆき	市民(公募)
委員	石川 喬一	市民(公募)

平成26年度 芸術文化普及啓発事業 小学校等へのアウトリーチ一覧 (文化政策課)

資料3

No.	学校名	アーティスト	実施日	時間	公開	対象/人数	会場	校長名	教頭名	担当教諭
1	下中小学校	ハバネロ・サックス (サックス四重奏)	10/21(火)	13:15~14:00	×	4年生69人	音楽室	柳川 ひとみ	宮川 正美	中野 敦子
2	豊川小学校	ハバネロ・サックス (サックス四重奏)	10/23(木)	14:45~15:30	○	4,5,6年生280人	屋内運動場	久保寺 清子	井島 一吉	中村 清香
3	片浦小学校	伊佐 千明 (ダンス) 柗屋 六響 (長唄・三味線)	10/8(水) 10/27(月)	15:45~16:45 10:40~12:10	○	10名~20名 全校79人	屋内運動場 屋内運動場	沖津 芳賢	山田 徹夫	教育総務課 田代 コウ子(待)-ター-鈴木 小山 光則
4	足柄小学校	中村 靖 (バリトン)	10/29(水)	11:00~12:00	○	4年生77人	音楽室	松野 司	米山 好絵	橋本 賢治
5	早川小学校	中村 靖 (バリトン)	10/30(木)	11:00~12:00	○	4年生32人	音楽室	石川 浩一	古川 みどり	石田 麻澄
6	雷水小学校	花崎 兼 (チェロ)	10/31(金)	①10:25~11:10 ②11:25~12:10	×	4,5年 180人 6年 120人	屋内運動場	徳坂 明範	下田 夏樹	馬場 里子
7	三の丸小学校	柗屋 六響 (長唄・三味線)	11/6(木)	13:50~15:25	○	4年生93人	屋内運動場	瀬本 朝光	中畑 幹雄	武井 みなみ
8	東富水小学校	一丸 聡子 (パーカッション)	11/7(金)	11:00~12:00	○	4,5,6年308人	屋内運動場	森戸 義久	菅原 晃	川口 眞希子
9	曾我小学校	柗屋 六響 (長唄・三味線)	11/12 (水)	13:50~14:50	○	全校91人	屋内運動場	三橋 雅幸	安田 恵美子	内山 美登里
10	酒匂小学校	三ツ山 一志(美術)	11/12 (水)	10:30~12:15	×	4年生79人	屋内運動場	柳下 正祐	小澤 理嘉	松本 華里
11	大窪小学校	小山 久美 (クラシックバレエ)	11/14(金)	13:45~14:45	○	全校250人	屋内運動場	竹内 雅彦	山室 洋一	後藤 里美
12	芦子小学校	一丸 聡子 (パーカッション)	11/21(金)	10:35~	×	3,4,5,6年336人	屋内運動場	山崎 哲郎	村松 和美	高橋 真紀
13	下曾我小学校	三ツ山 一志(美術)	11/21(金)	9:35~12:00	○	4年生35人	多目的ルーム	田中 誠	奥村 真佐美	曾我 清美
14	町田小学校	SPICY4(クラリネット+ア コーディオン)	10/16(月)中止 ⇒11/25 (火)	①9:35~10:20 ②11:30~12:15	○	全校314人	屋内運動場	矢野 順子	久保寺 仁	津田 裕子
15	富士見小学校	ハバネロ・サックス (サックス四重奏)	11/28(金)	①9:35~10:20 ②10:40~11:25	○	3,4年生196人 5,6年生210人	屋内運動場	勝保 仁	尾崎 行広	江上 静香
16	報徳小学校	一丸 聡子 (パーカッション)	12/3(水)	10:40~11:40	○	4~6年130人	屋内運動場	渡辺 和宏	佐藤 頼雄	北村・新保
17	矢作小学校	ハバネロ・サックス (サックス四重奏)	12/9 (火)	①10:40~11:25 ②11:30~12:15	○	1~3年250人 4~6年250人	屋内運動場	加藤 始	鍋倉 かつみ	橋本 芳江
18	新玉小学校	小山 久美 (クラシックバレエ)	12/11(木)	10:45~11:45	○	全校239人	屋内運動場	長澤 貴	納 今日子	小野里 いずみ
19	下府中小学校	一丸 聡子 (パーカッション)	12/11(木)	10:45~12:20	○	5年生63人	屋内運動場	佐宗 俊久	島津 重典	野村 千加
20	桜井小学校	一丸 聡子 (パーカッション)	12/12(金)	10:25~11:55	○	4年生94人	屋内運動場	宮内 守	三堀 仁	荒木 尚子
21	久野小学校	一丸 聡子 (パーカッション)	12/18(木)	13:50~	○	3,4年生104人	屋内運動場	山本 俊夫	高橋 嘉都	柏木 里美
22	前羽小学校	一丸 聡子 (パーカッション)	1/29(木)	10:40~	○	全校143人	屋内運動場	伴野 祐子	立花 康臣	成島 朋子
23	市立病院	菊地 貴子(ソプラノ)	12/12(金)	19:00~20:00	△	患者・ご家族	1階ロビー			経営管理課 武井・吉岡

平成26年10月10日現在

平成26年度上半期寄付採納状況について
物品

No.	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	平塚市四之宮一丁目8番56号 エス・ケイ・デイ 山一産業特定建設工事 共同企業体 株式会社エス・ケイ・デイ 代表取締役 長谷川 辰巳	車いす	68,000 円	町田小学校の備品として
2	匿名	ピアノ(アップライト 自動演奏付)	不明	町田小学校の備品として
3	匿名	ピアノ(アップライト)	不明	泉中学校の備品として
4	匿名	中華鍋	4,000 円	小田原市生涯学習センター本館(調理実習室)の備品として
5	小田原市南鴨宮3-6-5 城山ハンドベルクラブ 菊地 みどり	スズキトーンチャイム	95,760 円	大窪小学校の備品として
6	小田原市国府津3-6-13 国府津郵便局	サッカーボール(ワールドカップ仕様レプリカ)	不明	国府津小学校の備品として
7	匿名	童話全集	不明	市内国府津小学校の図書として
8	小田原市寿町 2-7-25 小田原市立町田小学校 PTA 会長 神野 眞理	支柱ハンガー1点、マットトラック1点、ワイヤレスミキサー1点、ワイヤアレスメガホン1点、コースロープ1点、監視代1点、目隠しネット1点、ボール整理かご2点、レスキューボードベンチ2点、校歌ボード1点	1,373,940 円	小田原市立町田小学校の備品として

No.	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
9	小田原市国府津 2485 小林 静子	絵画、パネル、戦時遺品(出征寄せ書き)	不明	国府津小学校の歴史学習資料として
10	小田原市穴部新田 20-9 渡邊 謙一	直立複式書架	100,000 円	足柄小学校の備品・施設として
11	匿名	教育用糸のこ盤 2点	131,250 円	富水小学校の備品・施設として
12	匿名	ベッド用マット	0	早川小学校、片浦小学校、曾我小学校、前羽小学校
13	平塚市東八幡 西海 賢二	城下町の民俗的世界—小田原の暮らしと民俗—	243,000	城山中学校ほか10校及び市立図書館

「小田原市いじめ防止基本方針」策定スケジュール

月	日	会議名	会議検討内容等	市長	議会	教育委員会
4	中旬		関係各課への依頼			
5	2日(金)	作業部会①	素案検討、検討委員会設置準備			
	19日(月)	検討委員会①	策定方針・日程の確認、検討委員会(素案)の検討			定例会
6	11日(水)	作業部会②	検討委員会(素案)の調整、関係団体へ意見伺い調整 ↓			
				報告		定例会
7	上旬		関係団体へ検討委員会素案の提示 関係団体等意見聴取期間 (7月上旬～8月上旬)			
8	11日(月)	作業部会③	パブリックコメント前検討委員会案の検討(意見取り込み)			
	28日(木)	検討委員会②	パブリックコメント前検討委員会案の検討、完成→提示まで確認			定例会
9	8日(月)		厚生文教常任委員会にてパブコメ案等の報告 パブリックコメント 期間 9月16日(火)～10月15日(水)	報告	9月定例会 厚生文教 常任委員会	
10	30日(木)	作業部会④	パブリックコメントを受けての意見取り込み、調整			定例会
11	5日(水)	検討委員会③	最終案策定、公表・報告に向けた準備確認	政策会議 13日		
					12月 厚生文教 常任委員会	定例会
12	上旬		公表			

※ 3月議会定例会に、附属機関設置に係る議案の上程

[小田原市いじめ防止対策調査会(仮称)・小田原市いじめ問題再調査会(仮称)]

市民意見の募集結果

小田原市いじめ防止基本方針（案）に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市いじめ防止基本方針
政策等の案の公表の日	平成26年9月16日（火）
意見提出期間	平成26年9月16日（火）から平成26年10月15日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	0

小田原市いじめ防止基本方針(案) について

関係各種団体や協議会及び市民の方からいただいたご意見(抜粋)

●「Ⅰ 基本的な考え方」について

- ・学校、家庭、地域全体は子供を毎日見守り、子供の変化に気づくことが必要である。
- ・加害者のみならず傍観者もまたいじめに準ずるもので許されない行為だということを社会全体で認識し、指導していくことが大切。
- ・市の基本理念でもある「いのちを大切にす小田原」に基づき、社会全体で取り組むことが必要。
- ・家庭では日頃からいじめを受けたらどのような気持ちになるか、相手にしたらどういう気持ちになるかを話し合うことが大切である。
- ・子供たちからの SOS を学校・家庭・地域で見逃さないことにつきると思う。
- ・まずは大人同士(教師・地域・家族)が思いやりを持って良い人間関係の見本となるべきでそういった環境づくりが大切、という視点の記述があっても良いか。
- ・いじめは子供の問題として扱われることが多いが、昨今大きな問題となる要因は、大人の中にあると思う。まず子供をとりまく大人から自らを省みる必要がある。幼児期の子供を持つ大人たちからの啓発教育が必要ではないかと思う。
- ・子供は大人の鏡である。このような社会状況での健全育成は困難を伴うが、大人が模範を示せる生き方をしていくことが第一である。
- ・いじめの定義では、客観性よりもいじめを受ける側のことを重視しており評価できる。
- ・憲法で保障されている人権の尊重を根底に置いて、大人から子供までに通用する理念を提示してほしい。
- ・いじめをしない、させないためにいじめの早期発見と認識の向上、各機関の速やかな対応と連携が必要。
- ・未然防止や早期対応のために、市、学校、家庭、地域、関係機関との連携が必要だと思うが、それぞれで話し合いの回数を増やす必要がある。

●「Ⅱ 基本的施策・措置」

1 市が実施する施策・措置について

- ・「おだわらっ子の約束」を子供の健全な育成のために推進していくことを目指してほしい。
- ・いじめは絶対に許されない行為であるという教育、相手を思いやる心の大切さを伝えてほしい。
- ・豊川地区で子育てひろば「だるまっ子」をおこなっており、始まる前に「おだわらっこの約束」の歌から始めている。
- ・これからも教育現場に足を運び取組みにあたってほしい。
- ・ママパパ学級の後など、親が学ぶ機会を作してほしい。学びを通して孤独な親を作らないこと、誰もが相談できる体制を作りたい。
- ・「おだわらっ子の約束」を子供の健全な育成のために推進していくことを目指してほしい。
- ・いじめの連絡が入った場合、迅速に当事者・関係者に連絡をとり、解決に向けて学校等に指示指導する。本人保護者へは「解決・安心」を約束する。
- ・将来的にも一番大切なことは「未然防止」だと思う。
- ・継続的、系統的な関わりは大切だと思う。幼保・小・中の一体教育を充実させてほしい。
- ・子ども主体となる方法をより具体的に研究し、投げかけてほしい。
- ・市は、この方針がまとまったら早急に実施してほしい。子供に寄り添う組織であってほしい。
- ・教師の教育とささいないじめでも訴えを聞いてくれる窓口が大切。

- ・行政は、子供たちの教育・環境のために惜しみなく予算を投入し、未来を担う人材育成に努めてほしい。
- ・道徳教育だけでなく、情緒教育、芸術、自然に触れ、いのちの大切さを体感できる機会を。
- ・地域活動の見直し。自治会離れの進む中で、なぜ自治会や子ども会から離れていくのか地域で考えていく必要がある。
- ・幼児の保護者に対する教育、子育てに迷い、子供の友達関係にとまどう親世代へのフォローが必要。
- ・定期的なアンケート相談の実施。直接市教委に郵送できる用紙を個人に渡すなどはどうか。
- ・小田原の特性を生かし、心豊かに生き、思いやりにあふれた社旗の構築を目指してほしい。
- ・学校からあがった問題を真剣に受け止め、長期に調べる。教職員への研修の充実を図ってほしい。
- ・未然防止のための学習会（親・子・学校）の具体的なカリキュラムの指導を市が主導で行いながら（月に1回など）、学校で取組むことをもっと明確にすると良いのではないか。
- ・地域が少年等との交流の機会を持つとともに、市は関係団体との連携を密にして、情報を共有しまとめ、良き方向に導く。
- ・ネット上での「いじめ」の早期発見のための組織（部署）が必要。

2 学校が実施する措置について

- ・子供の特徴をよく理解した担任が保護者との信頼関係をつくり、悩みに寄り添い、双方の話し合いにより他の機関に相談する前に解決してほしい。
- ・日頃から児童生徒との信頼関係の構築につとめ、相談しやすい環境をつくる。また、地域ぐるみの見守り体制を強めることは大いに有効だと思う。
- ・常に学校、家庭で話し易い、相談しやすい環境づくりができると良い。先生方も生徒の目線に立ち話し易い対応をお願いしたい。
- ・教師の「いじめ」「あそび」「からかい」の見極めとチームワークが必要。言葉は魔法であり、良くも悪くも言葉一つと言われるので言葉を大切にしてほしい。
- ・教室内では教師が目を配り、相談できる環境を作してほしい。教室外では、SNS等でのいじめの危機意識を児童・生徒に指導する必要性を感じる。
- ・担任だけでなく、組織的に関わり皆の問題としてとらえる。その中でも核となる人物が必要。責任を押し付けるのではなく、守り抜く強い気持ちを持つ人物が求められる。
- ・双方の意見の平等な聞きとりとその背景の調査をしっかりと。（いじめられた側だけでなく、いじめた側のことも聞く）
- ・日頃から悩みを持つ教師や多忙な面をフォローするため、退職された方や、教師を目指す者を積極的にボランティアとして受け入れていくのはどうか。
- ・いじめる側が圧倒的に多い。いじめられた側が登校できなくなり、いじめた側は変わらず登校、学習、部活では納得いかない。低学年から道徳教育を。
- ・親への教育、啓蒙、カウンセリング、講演などの機会を、学校 PTA などを通して増やす。
- ・学校での取組は大変だと思うが、法 15～23 条関係で家庭と連絡を取り早く解決の方向に進むよう願います。
- ・いじめを受けた児童生徒が気軽に相談できるよう取り組んでほしい。卒業生たちの体験談等を聞く機会を持つことも良い。
- ・アンケート調査の大切さ、相談しやすい環境整備、子供同士の自浄作用の育成
- ・どんな小さな SOS や状況変化もきちんと問題として取組み、地域、保護者への適切な呼びかけをお願いします。このくらいなら、あの子なら大丈夫というおごった考えは最も危険だと思います。
- ・「児童等へは、いじめを行ってはならないことをしっかりと教えます」という基本的な記載は必要ありませんか？

●「Ⅲ 重大事態への対処」について

- ・重大事態発生時の対応についての図では、市議会まで報告がいくのに何日かかってしまうのか。保護者としては、一刻も早く対処を望む。
- ・どんな小さなことでもその児童生徒にとっては重大であり、対応についての図式もありますが、速い対応を望みます。
- ・すみやかに被害児童生徒と加害児童生徒と周囲の児童生徒、保護者から情報収集を行い、その情報を学校にとどめることなく、関係機関と協働することが必要です。
- ・まず学校に調査組織が速やかに作られますことを望みます。
- ・まずは被害者の安全確保。その後加害関係者への聴き取り。隠ぺいすることなく、市教委→市長、県教育委員会等への連絡をすべきである。
- ・より迅速で柔軟な対応を望みます。被害者の事を第一に、そして加害者についても周りの子供たちについても最良の判断を、全ての関係部署が連携してすべきです。
- ・判断基準が難しいと思うが、①にある状態は遅すぎる状況だと思う。もっと早い段階で重大と捉えて対処すべきだと思う。
- ・いじめを受けた側の児童・生徒が欠席した場合、たとえ1日であっても軽く考えるべきではない。その欠席はぎりぎりのSOS発信である。
- ・重大事態とはどういう時点からなのか、各機関の認識がはっきりしているか不安である。重大事態と判断された場合は、当然すべての関係機関や関係者が徹底的に対処し、原因究明、事態解決に対処するということだと思います。
- ・大阪市同様に隔離対策が必要。

●「Ⅳ いじめ防止等を推進する体制」について

- ・マスコミ等の会見で、市や教育委員会、学校は「いじめの認識がなかった」という言い訳が見られるが、責任を逃れられないためには、市の責務、学校の責務、家庭の責務等の項目を入れてもよいのかもしれない。
- ・日常的に子どもたちに接する教員を中心に、生活を見守り、プライバシーに配慮しながら問題を隠さずに情報公開して、必要に応じて地域の人の助けも借りる体制が望ましいと思う。
- ・組織も大切だが、子供を見守る目をもっと増やせるよう教育に予算をかけてもらいたい。教師の力量、行政の指導が問われる。
- ・学校現場に防止等の対策のための組織を常設するが、先生方の負担面も考慮しないと満足する活動ができなくなる恐れもあると思う。
- ・名士を集めるより識者（児童心理や行動学、犯罪心理学、教師、警察）等で熱意のある人で構成された組織が望ましい。
- ・子供と保護者ばかりに目をむけるのではなく、現場の教師間の雰囲気や教師が相談できる機関も大切だと思う。
- ・先生に求められることとして、授業面よりも人間育成の割合が増えてきているのでは。基本的には、学校の責任を問うより先に、家庭の責任が大きいということを親が自覚するべきだと思う。
- ・いじめ問題対策連絡協議会はどのような人選か、どう機能するのか、既存の育成団体との違い等はつきりさせ、税金の無駄使いが無いようにしてほしい。
- ・「連絡協議会」の役割に「いじめに関する地域の状況や課題」と挙げられています。このようなところで、近隣の地域で起こった重大事態発生という現実（大変悲しい出来事であったが）から多くを学び、小田原市でも教訓として生かせるものを汲み取りたい。
- ・いじめに関しては、やはり学校で行われ広がっていく確率が高いと思います。そこで、学校内でのいじめ防止啓発体制が必要だと思います。その活動は、各機関、保護者、地域など広い視野で対策を整えるべきだと思います。

- ・各種団体には専門知識を持つ人がいると思うので、推薦・人選し「協議会」を設置した方が良い。

●「その他」のご意見

- ・業務に追われ忙しいと思うが、学校では教職員の共通認識と理解を徹底し、子供たちが自己有用感を持って生活できるようお願いしたい。
- ・皆で協力して「命を守る小田原」にしたいと思います。全市民が「安心して住みやすい街おだわら」になると良いと思います。
- ・「いのちを大切にする小田原」の実現を目指す理念、未来を担う子供たちのためにがんばってください。
- ・「いのちを大切にする小田原」の実現に取り組んでいる学校現場、行政に感謝しています。将来を担う子供たちのため宜しくお願いします。
- ・小田原独自の教育的な配慮、教育予算を考えてほしい。教育の格差は「いじめ」さらに「不登校」「非行」の一因ともなる。また、現在の「放課後児童クラブ」「マロニエ教室」等の在り方についても検討していく時期ではないか。
- ・最近の佐世保の事件からも、小さいときに少しでも注意すべきことがあれば見逃さない努力をした。い。（学校、保護者、地域との連携を密に）
- ・方針の策定で、いじめ問題の未然防止、早期発見、被害者の安全確保、問題への取組方等が明確になったと理解しました。
- ・子どもたちが学校以外にも目を向けられるよう、社会との関わり方も学んでいけるように地域が協力できることを考慮していただきたいと思います。部活に熱中できる生徒より、居場所のない子どもたちが多いと思います。そんな子どもたちが集まれるようなコミュニティ施設が必要と感じます。
- ・いじめをせざる得ないところへおいこまれて歪んでいる加害者の精神面をいかに周囲がケアできるかだと考える。人をいじめてはダメと伝え、自分自身を卑下しないよう温かく育てる土壌が必要。被害者の家族にも同様に第三者の助言等が継続的に必要である。問題は双方にある。
- ・小田原市でもできれば子ども向けの解説を作成して活用してもらえたらと願います。
- ・いじめの未然防止のため、「親御さんへの研修会」の開催はどうか。親としての一つの共通認識のようなものを持つことで長期的な目で防止につながる。
- ・いじめへの指導時間の過多で、本来行うべき授業時間を減らすことがないよう気を付けていただきたい。
- ・この方針は、学校に入ってからへの対応が主であると感じたが、いじめをなくすには、入学前の親子関係や子ども同士、保護者同士の関係が大きい。乳幼児健診のなかに、心の部分を取り入れたり、保育園や幼稚園での子どもと親の心の成長の援助ができるとう良い。（入学前の6年間を大切に）
- ・小学校と中学校で同じ対応策で良いわけがないと思っている。基本は同じだとしても、加害者に対して特に注意を払って対応しなければいけない。自我の目覚めや発達段階、コミュニケーション能力も異なる。親と子の関わり方も異なってきているはずなので、そのあたりを考慮されたい。
- ・いじめをはじめ、すべてのことを他人事ではなく自他不二としてとらえる基盤を持てるよう、講演会や勉強会を持ち、意図的に親子で、保護者同士で、先生と保護者で話し合う時間を持つことが大切である。
- ・学校側だけが頑張ってもあまり意味をなさない。また、偏った親の考えだけで育つのも危険である。親と学校がどのように共通認識を持とうとするのかをカリキュラム化させなければ、力のある先生のいる学校のみが救われたり、あるいは思いつきのような突発的な取組みにしかならない。
- ・1対多数になってしまうことが大きな問題である。それを無くすためにも、周りで傍観していたり、自分がいじめられることを恐れていじめる側にまわったり、というところへの啓発活動や、大人のアドバイスが非常に大切だと思います。
- ・今の時代、見逃せないのがネット上でのいじめだと思います。顔の見えない分、行動に拍車がかか

ります。ネットの正しい使用法はもちろんですが、幼児の時から戸外で空気や自然を感じながら、土や木々や季節の花などとのふれあい遊びを推進させることもいじめ防止対策の一つではないでしょうか。

- ・人間の本能、家庭環境、親の責任等、一言では解決されない諸々の事情で起きる「いじめ問題」だが、今回の基本方針、施策、措置、大いに期待致しております。
- ・厚木市で起きた5歳児放置事案に見られるように、各所でチェック工程があるにも関わらず起こってしまうのは、責任体制ができていないためと思われる。この点を議論してほしい。
- ・すでに策定済みの市内各小・中学校の方針との整合性を図っておく必要があると思います。
- ・素案は市内公立の小・中学生を対象とした内容と受け取ったが、行政として見た場合、地域内にあ
る私学や高校に対しての方針がうたわれていても良いのではと考えます。
- ・大阪市の橋本市長の案を参考に当市も取り入れてください。

パブリックコメント期間中のご意見

- ・個人的に人権問題などに関して勉強しているものです。ユースフォーヒューマンライツの人権に関わる子ども用の教育ビデオを取り寄せて見ましたが、いじめや虐待など子どもたちでも大変に見やすく、理解しやすいものであることに感心しました。昨今のいじめは人権に関わるものも多いので、是非活用してみたら良いのではないかと思います。どちらかという、いじめ予防に役立つものとして有効ではないかと思います。

小田原市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 月

小田原市

小田原市いじめ防止基本方針 (案)

〈目 次〉

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	
2 いじめに対する基本認識	
3 いじめ対策の基本理念	
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応・早期解決	
(4) 家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
(6) 地域との連携	
II 基本的施策・措置	6
1 市が実施する施策・措置	
(1) いじめの未然防止のための措置	
(2) いじめの早期発見のための措置	
(3) いじめの早期解決のための措置	
(4) 家庭・関係機関・地域との連携	
(5) その他	
2 学校が実施する措置	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの未然防止のための措置	
(3) いじめの早期発見のための措置	
(4) いじめの早期解決のための措置	
(5) 家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域との連携	

III 重大事態への対処 ----- 12

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

IV いじめ防止等を推進する体制 ----- 16

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）

3 小田原市いじめ防止対策調査会（仮称） 調査のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会（仮称） 再調査のための附属機関

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子供の健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にする小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

今回、小田原市では、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子供たちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下、「市の基本方針」という）を策定します。

1 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子供に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子供も大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供も含めた所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃より多くの大人の目で子供を見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子供が地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子供と大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子供がいじめを行わず、子供も大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子供たちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることをはぐくむ教育活動の充実に取組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子供を見守ります。そのために、子供に関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子供たちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力をはぐくむことが大切です。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「早期解決」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子供の発達段階に応じた道徳観や規範意識等を伝え、“いのちを大切にする心”や“他者を思いやる気持ち”をはぐくむことが重要です。
- 子供たちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できることが大切です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子供の育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子供たち一人一人に、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子供たちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、

適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。

- 学校は、定期的に行うアンケート調査等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子供をいじめから守り、子供のいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が情報を抱え込むことのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子供の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

(4) 家庭との連携

- 家庭は、子供一人一人のささいな変化を見逃さないよう、日頃から子供とコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、“いのちを大切に作る心”や“他者を思いやる気持ち”をはぐくむために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子供を守るという強い姿勢を示すとともに子供に寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(5) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(6) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子供たちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、国が策定した「いじめ防止基本方針」及び神奈川県が策定した「神奈川県いじめ防止基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり」*1を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切にする心や、他人を思いやる心をはぐくむため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「ネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子供に関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。

*1 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子供の学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー*2、ハートカウンセラー*3 の学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

(3) いじめの早期解決のための措置（法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係）

- 学校からいじめの報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度*4 を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム（仮称）」を派遣したり、県の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

*2 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

*3 ハートカウンセラー：児童や保護者の心の悩みの相談相手として、市が小学校に派遣する相談員

*4 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 11 日から運用開始。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第17条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業*5 や地域総ぐるみで子供を見守り育てるスクールコミュニティ*6 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神をはぐくむため、「おだわらっ子の約束」*7 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

(5) その他（法第10条、法第14条、法第34条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」にて年度ごとに点検し、国の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

*5 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにするこゝで、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

*6 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子供を見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報誌を発信する「地域の子供活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。

*7 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子供たちに身につけてほしいしつけや生活規範を10の項目にまとめたもの。平成19年1月制定。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第 13 条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針、県や市の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や取組内容等を定めます。

いじめの防止等には地域ぐるみで取組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直します。

また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組めます。

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性をはぐくむとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考えて行動できるよう指導・支援に努めます。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。
- スクールボランティア*8 の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「ネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

*8 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア

(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 児童・生徒の小さな変化を見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にネットいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

(4) いじめの早期解決のための措置（法第 23 条関係）

- いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解決に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害の児童・生徒及びその保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「ネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- P T A との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。

- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡を取りあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子供がいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- 「ネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「ネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校評議員会、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子供たちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校評議員会*9 での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

*9 学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校評議員は市教育委員会が委嘱する。

III 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
(例)
- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）
- 児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生への報告を受けた市教育委員会が判断します。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会(仮称)」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会（仮称）」において再調査を実施します。

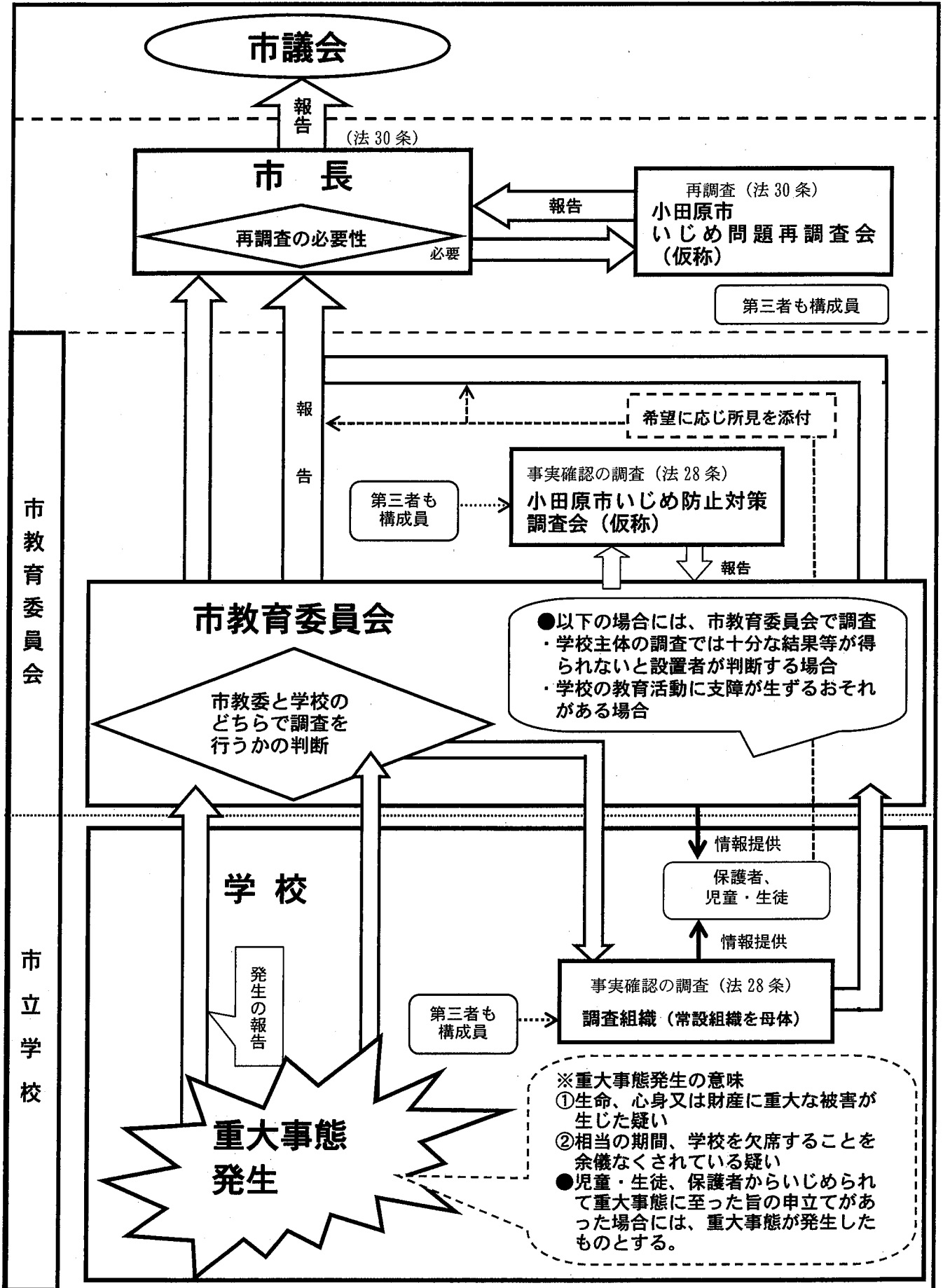
(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター*10、スクールカウンセラー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。なお、法第 28 条の規定に基づき、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体とします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

*10 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

2 小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）

(1) 連絡協議会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置します。

(2) 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他PTA連絡協議会、自治会総連合、保護司会、ほかの関係機関・団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）調査研究のための附属機関

(1) 調査会の設置

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）」を設置します。

また、法第28条第1項の規定により、市立学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う際には、必要に応じて本調査会を開設します。

(2) 調査会の構成員

いじめ防止対策調査会（仮称）は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) 調査会の役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

4 小田原市いじめ問題再調査会（仮称）再調査のための附属機関

(1) **再調査会の設置**

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) **再調査会の構成員**

小田原市いじめ問題再調査会（仮称）は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

市立中学校の校務支援システム誤操作による通知表誤表記について

市内中学校（1校）において、記入内容に誤りがあった通知表を生徒に渡してしまう事故が発生したことがわかりました。

内容については、以下のとおりです。

- 1 発覚日時 平成26年10月10日（金） 前期最終日
- 2 発生場所 小田原市立白鷗中学校
- 3 内 容 1年生 生徒65名の国語の評定の誤表記
- 4 発生原因
 - ・ 評定算出基準の入力誤り
 - 別紙「成績処理」⑦欄で下限点を入力すべきところに上限点を入力した。
 - ・ 不十分なチェック
- 5 発覚までの経緯
 - ・ 平成26年度の前期の通知表を4校時の学級活動の時間に生徒に渡した。
 - ・ その際、担任及び生徒が記載内容に不自然さを感じ、学年主任と教科担任が確認したところ、評定に誤りがあったと判明した。
- 6 発生後の措置
 - ・ 通知表を改めて作成し、校内に残っていた32名の生徒には訂正した通知表を渡すとともに、各家庭に連絡をして説明と謝罪をした。
 - ・ また、その他の33名の生徒には家庭訪問をして、説明と謝罪をするとともに訂正した通知表を渡した。
 - ・ 始業式において全校生徒に報告し、全家庭へ通知する。
- 7 今後の対応
 - ・ 教職員の意識の徹底と向上及びチェック体制の強化を図る。
 - 臨時校長会の開催
 - 市教委作成のチェックシートの見直し

成績処理

- ⑦ 下表、【神奈川県方式の評定算出基準】に沿って、点数を入力します。
- ⑧ 「保存」をクリックします。
- ⑨ 設定内容を確認し、「戻る」をクリックします。

【神奈川県方式の評定算出基準】

評 定	4観点の教科	5観点の教科
5	20点 ~ 18点	25点 ~ 22点
4	17点 ~ 14点	21点 ~ 18点
3	13点 ~ 11点	17点 ~ 13点
2	10点 ~ 8点	12点 ~ 9点
1	7点 ~ 4点	8点 ~ 5点

【4観点の教科の場合】

前期中間 1年1年数学(安田)

評定	7	点数	145
5	18	以上	かつ 以上
4	14	以上	かつ 以上
3	11	以上	かつ 以上
2	8	以上	かつ 以上
1	0	以上	かつ 0 以上

【5観点の教科の場合】

前期中間 1年1年数学(安田)

評定	7	点数	145
5	22	以上	かつ 以上
4	18	以上	かつ 以上
3	13	以上	かつ 以上
2	9	以上	かつ 以上
1	0	以上	かつ 0 以上

⑧ キャンセル

⑧ キャンセル

児童生徒 > 成績処理 > 評定評価算出

前期中間 1年1年数学(安田)

評定表記	7	点数	145(100%)
5	18	以上	かつ 以上
4	14	以上	かつ 以上
3	11	以上	かつ 以上
2	8	以上	かつ 以上
1	0	以上	かつ 0 以上

【ポイント】
 カットインポイントを編集した際は、以降の評定評価の算出の手順を必ず実施してください。

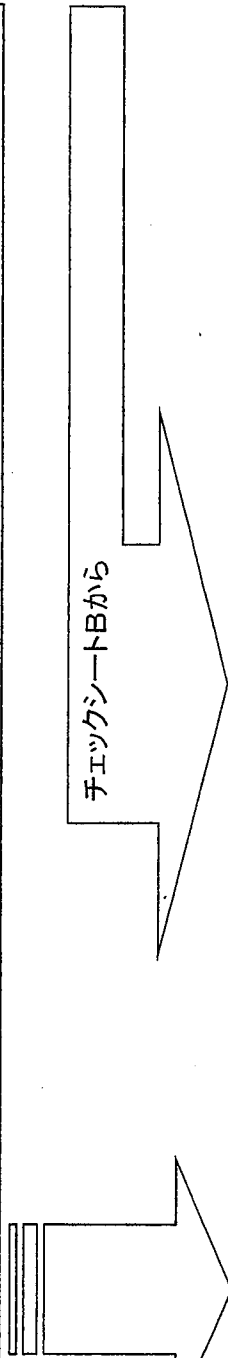
⑨

中学校 チェックシートA (教科用)

教科名:
担当者名

※間違いを指摘する場合
 訂正箇所は朱書きする。
 原簿は完成版ができるまで使用する。

No	行程	項目	担当者	学年	チェックポイント	管理職	チェックポイント
③	原簿		確認サイン		<input type="checkbox"/> 手持ち資料と照合した。 <input type="checkbox"/> 観点別評価と評定は整合性があるか。 <input type="checkbox"/> 前回の評定と大きく変化はないか。	確認サイン	<input type="checkbox"/> 観点別評価と評定は整合性があるか。 <input type="checkbox"/> 他の教科と比べて適正か。
			確認サイン				



④	個人票	評価・評定 所見	確認サイン		<input type="checkbox"/> 未記入の欄がないか。 <input type="checkbox"/> 枠内に印刷が収まっているか。	確認サイン	<input type="checkbox"/> 未記入の欄がないか。 <input type="checkbox"/> 枠内に印刷が収まっているか。
⑤	完成版	*	確認サイン		<input type="checkbox"/> 個人票と台紙の氏名を確認しながら貼り付ける。 <input type="checkbox"/> 9月と3月の出欠席の日数と出欠席の合計日数に間違いはないか。 ・出欠席数を変更した場合、C4thの出欠席の記録も変更する。	確認サイン	<input type="checkbox"/> 担任と個人票と台紙の氏名を確認する。 <input type="checkbox"/> 9月と3月の出欠席の日数と出欠席の合計日数に間違いはないか。 ・出欠席数を変更した場合、C4thの出欠席の記録も変更する。

報告第 8 号

事務の臨時代理の報告(小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則) について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年10月30日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員)</p> <p>第4条 幼稚園の定員は、別表のとおりとする。</p> <p>(入園の願出等)</p> <p>第13条 幼稚園に入園しようとする幼児の保護者は、小田原市立幼稚園入園願書（様式第1号）により、<u>入園を希望する幼稚園を經由して教育委員会に願出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(入園の許可)</p> <p>第14条 幼稚園の入園は、教育委員会が許可する。ただし、<u>幼稚園が別表に規定する定員を超過したとき又は前条の規定により願出た者の幼稚園への入園が不相当と認められる</u>ときは、入園を許可しないことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定員及び通園区域)</p> <p>第4条 幼稚園の定員<u>及び通園区域</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>(入園の願出等)</p> <p>第13条 幼稚園に入園しようとする幼児の保護者は、小田原市立幼稚園入園願書（様式第1号）により、教育委員会に願出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入園の許可)</p> <p>第14条 幼稚園の入園は、教育委員会が許可する。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、入園を許可しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>別表に規定する定員を超過したとき。</u></p> <p>(2) <u>幼児及びその保護者が別表に規定する通園区域に住所を有していないとき。</u></p> <p>(3) <u>入園が不相当と認められるとき。</u></p> <p>2 (略)</p>

別表を次のように改める。

別表（第4条、第14条関係）

名称	定員	
	4歳児	5歳児

酒匂幼稚園	105人	105人
東富水幼稚園	70人	70人
前羽幼稚園	35人	35人
下中幼稚園	70人	70人
矢作幼稚園	70人	70人
報徳幼稚園	35人	35人

備考 4歳児とは、学年の初めの日の前日において満4歳である幼児をいい、5歳児とは、学年の初めの日の前日において満5歳である幼児をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(入園の許可に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（以下「新規則」という。）第14条第1項の規定による入園の許可を受けようとする者は、この規則の施行の日前においても、新規則第13条第1項の規定の例により入園を願い出ることができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により入園の願い出があった場合は、この規則の施行の日前においても、新規則第14条第1項の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、当該許可を受けた者は、この規則の施行の日において新規則第14条第1項の許可を受けたものとみなす。

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立幼稚園の通園区域について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 通園区域の廃止に伴う規定の整備（第4条及び別表関係）

幼稚園の通園区域に関する規定を削除することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

平成27年4月1日

平成26年度12月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項)使用料 (目)教育使用料	▲6,549	<u>公立幼稚園就園奨励費歳入還付</u>
(項)国庫補助金 (目)教育費補助金	2,183	<u>公立幼稚園就園奨励費補助金 (1/3)</u>
(項)国庫補助金 (目)教育費補助金	10,400	<u>私立幼稚園就園奨励費補助金</u>
合計	6,034	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	34,957	<u>私立幼稚園等就園奨励費補助金</u>	10,400			24,557
(項)小学校費 (目)学校管理費	0	<u>学校給食調理委託料 (債務負担行為設定分)</u>				0
(項)中学校費 (目)教育振興費	3,770	<u>準要保護生徒援助費 (学用品費・学校給食費・医療費・眼鏡費)</u>				3,770
合計	38,727		10,400			28,327